

中国における食糧流通システムの転換

池 上 彰 英

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 1. はじめに | 3. 主産地における食糧流通改革の動向と問題 |
| 2. 中国における食糧流通システムの変遷 | (1) 天長県の食糧概況 |
| (1) 統一買付・統一販売制度 | (2) 国営食糧企業の経営悪化 |
| (2) 契約買付制度の導入と複線型流通システムの成立 | (3) 流通自由化後の国営食糧企業の経営 |
| (3) 特別備蓄制度と卸売市場制度の成立 | (4) 食糧流通の多線化 |
| (4) 直接統制から間接統制への転換 | 4. おわりに |

1. はじめに

1970年代末に開始された中国の農業改革の中味は大きく分権化と市場化に分けられる。分権化の中心は人民公社の集団農業経営を解体して各戸請負制を導入（家族経営を復活）することである。市場化の中心は農産物流通の直接統制を廃止して、これを市場システムに置き換えることである。このうち分権化の過程は1980年代前半にはほぼ完了した。他方、市場化の過程が本格化するのには1980年代半ば以降であり、90年代に入りますます加速する傾向にある。

農産物流通の市場化改革は、1970年代末の自由市場の許可（復活）にはじまり、1980年代前半には食糧を含む大部分の農産物において、国営商業部門の独占経営が打ち破られ、それ以外の各部門や企業、個人にも、小売および卸売への参入が認められた。1984～85年には、野菜や豚、卵、水産物などの主要な副食品の割当買付制度（統一買付制度とならぶ国家統制的な買付制度）が廃止され、ほぼ完全な自由流通となった。この結果、これらの農産物の流通に占める国営商業部門のシェアは激減した。

他方、1985年には食糧、油糧作物、綿花の統一買付制度も廃止され、契約買

付制度が導入された。食糧の契約買付制度についてはのちに詳しく述べるが、導入当初の政策理念は食糧の国家買付から直接統制的な性格を除去し市場契約的なものに変質させようとするものであった。ところが、他方で食糧配給制度を温存したことや1980年代後半に食糧需給が緊迫したことが関係して、契約買付は再び直接統制に戻ってしまった。この結果、1980年代後半の食糧流通システムは、直接統制と市場流通が並存する複線型流通システムによって担われることになった。しかしながら、複線型流通システムは本来異なった原理による直接統制と市場とを便宜的に結合させたものであり、食糧の流通とりわけ国家買付の局面において困難な問題を生じさせた。

食糧の複線型流通システムは、中国の経済改革派の間では、あくまでも市場的な流通システムに向かう過渡的なシステムというとらえ方が強かったように思われる。ところが、1980年代後半の食糧需給の緊迫および80年代末における政治環境の悪化は、食糧流通システムの一層の市場化の進展を遅らせ、ようやく新しい展開が起こるのは1990年代以降のことである。すなわち、90年代に入ると、食糧の特別備蓄制度や卸売市場制度など、国家の間接統制の手段が整備される一方、配給価格の大幅な引き上げも行われた。これらの条件整備を待って、1992～93年には食糧の直接統制が撤廃され、市場流通と間接統制を結びつけた新たな流通システムの形成が模索されつつある現状にある。

本稿の課題は、以上に概観したような1980年代以降とくに複線型流通システムが形成される1985年以降の中国の食糧管理制度改革の過程をとりあげ、食糧流通システム⁽¹⁾の転換という視角から分析することにある。筆者はかつて中国の1985年の食糧管理制度改革をとりあげ、改革を必然化した要因、改革の内容と施行状況について詳しく論じたことがある⁽²⁾。しかしながら、中国の食糧管理制度の改革は、旧稿執筆後とくに1990年代に入り大きな展開を示しており、なお最終的な行方は定まらないにせよ、食糧流通システムの転換という見地からあらためて一定の評価を下すべき段階に至っているのではないかと考えられる。こうした研究は、今後の中国の食糧生産と食糧需給の展望をさぐる上でも、重要な作業になるのではないと思われる。

本稿は食糧管理制度改革の過程をとりあげるにあたり、分析の重点を国営食糧部門（国営食糧企業）の動向とくに買付の動向におく。これは、現在の中国において、国営食糧部門が最大の食糧流通主体であるということによるのみならず、筆者に次のような問題意識があるからである。

この間の中国の食糧流通システムの転換には、直接統制から市場流通への転換という側面と、直接統制から間接統制への転換という側面とがある⁽³⁾。前者は、一面では国営食糧部門以外の流通主体の食糧流通への参入の過程であるが、同時に国営食糧部門自身の食糧流通における直接統制部分の比率の低下（最終的には消滅）と市場流通部分の比率の上昇の過程である。これは、国営食糧部門の企業化の過程と言い換えてもよい。ところが、他方で食糧流通の国家統制が直接統制から間接統制に転換される際に、間接統制を実施する主体として想定されているのは、ほかでもないこの国営食糧部門である。このことは、市場競争が激化する食糧流過程において、国営食糧部門が一方で企業としてこの競争に「参入」し、他方では政府として同じ市場に「介入」することを求められているに等しい。しかしながら、一つの組織が同時に企業としての役割と政府としての役割を果たすことには必ず大きな無理があると思われるのであり、したがって中国の食糧流通システムの転換期における問題は国営食糧部門の動向にあらわれるのではないかと予想されるのである。

本稿の構成は大きく二つの部分に分けられる。まず2.において、全国的な食糧管理政策の展開過程の検討を通じて、1980～90年代の中国における食糧流通システムの変遷について整理する。次に3.においては、安徽省天長県で行った実態調査⁽⁴⁾を素材として、複線型流通システムおよび流通自由化の時期における、食糧主産地の国営食糧企業の食糧流通経営の動向について分析する。3.における事例分析を通じて、全国的な動向の分析からだけではわからない、国営食糧企業の具体的な経営様式やそれが国家の食糧間接統制を遂行することによってかかえこまざるをえなかった問題点などについて明らかにしたい⁽⁵⁾。

- 注(1) 一般に「流通システム」は流通機構ないし流通組織を表す用語として用いられているが、本稿では価格制度ないし価格政策をも含む広い意味でこれを用いることにする。
- (2) 池上〔2〕。
- (3) 佐伯〔5, 2ページ〕は「理論的には市場原理を全面的に否定するのが直接統制、なんらかの程度・形態においてこれを利用するのが間接統制と考えるべきである」としている。本稿の直接統制・間接統制という用語法も佐伯氏のそれにしたがった。
- (4) 本調査は1993年8月に中兼和津次東京大学教授を団長、田嶋俊雄東京大学助教授、佐藤宏一橋大学専任講師、大島一二東京農業大学専任講師、菅沼圭輔新潟大学助手および筆者を団員とするメンバーによって行われた。かかる貴重な調査の機会を与えられたことに対して、中兼教授ならびに調査団のメンバー各位、中国側のカウンターパートであった國務院発展研究中心農村発展研究部および農業部農村経済研究中心、とりわけ陳錫文研究員ならびに調査に同行して下さった謝揚副研究員、宋洪遠助理研究員、現地で受け入れの労に当たられた天長県政府の皆様、および本調査を助成して下さった笹川平和財団日中友好基金に対して、記して感謝の意を表する。
- (5) 本稿で取り扱う「食糧」(中国語の原語は「糧食」)概念は、中国に特有なものであり、米・小麦・トウモロコシ等の穀物のほか、豆類、イモ類を含む。食糧生産量の統計においては、イモ類は実際の重量5単位を食糧1単位に換算する。なお、流通量の統計には、生産量の統計と同じく未調整の状態のみ「原糧」単位と、米とアワのみ調整後の状態(つまり米なら白米)に換算し、その他の食糧は「原糧」ベースのみ「貿易糧」単位があるので、注意を要する。

2. 中国における食糧流通システムの変遷

(1) 統一買付・統一販売制度

中国は、1953年11月、国家への強制供出制、消費者に対する配給制および流通・加工の国家による一元経営を内容とする食糧の統一買付・統一販売⁽¹⁾制度を実施した。同制度のもとで、米・小麦・トウモロコシ・大豆・コウリャン・アワという6種類の主要食糧について公定価格制度がとられた。統一買付・統一販売制度は市場原理を全面的に否定しており、直接統制的な食糧流通・価格システムであるといえる。

食糧の統一買付・統一販売制度は、1953年の導入以来、細部においてはしばしば変更が行われたものの、国家が商品食糧を一元的(一時期のごく一部の食糧は除く)に管理し、農民は余剰食糧の全量(一時期のごく一部の食糧は除

く)を固定的な低価格で国家に供出し、消費者は必要な食糧の全量(一時期のごく一部の食糧は除く)を国家からの配給に頼るという制度の基本的な性格は、1970年代末に農業改革が開始されるまで変わらなかった。

中国は、1979年、食糧統一買付価格を平均21%引き上げるとともに、統一買付任務達成後の超過買付のプレミアム率を50%に引き上げた⁽²⁾。しかしながら、この時、それまで統一買付価格と同じ水準であった配給価格には手をつけなかったため、大幅な売買逆ざやが生じた。中国はその後の食糧増産と国家買付の増大により、食糧管理財政の赤字に苦しむことになるが、その出発点はこの時の国家買付価格の引き上げと配給価格の据え置きにあった。

中国は、農民に有利な食糧流通・価格政策の調整や各戸請負制の普及によって、1980年代前半において1億トン近い食糧の増産を成し遂げた(第1図参照)。このことは、国家の無制限買付を基本原則とする統一買付制度⁽³⁾のもとでは、国家買付と国家在庫の増大に直結する。農業改革後、農家の食糧商品化



第1図 食糧の生産動向

出所：国家統計局〔24, 1993年版, 364頁〕, 『人民日報』1993年12月29日.

第1表 食糧商品化量と国家買付量

(単位:万トン, %)

年	食糧商品化量	国家買付量	割合 (%)
1978	5,072.5(100.0)	5,072.5(100.0)	100.0
1979	6,009.5(118.5)	5,757.0(113.5)	95.8
1980	6,129.0(120.8)	5,707.0(112.5)	93.1
1981	6,845.5(135.0)	6,323.5(124.7)	92.4
1982	7,805.5(153.9)	7,208.5(142.1)	92.4
1983	10,248.5(202.0)	9,673.5(190.7)	94.4
1984	11,724.5(231.1)	10,748.0(211.9)	91.7

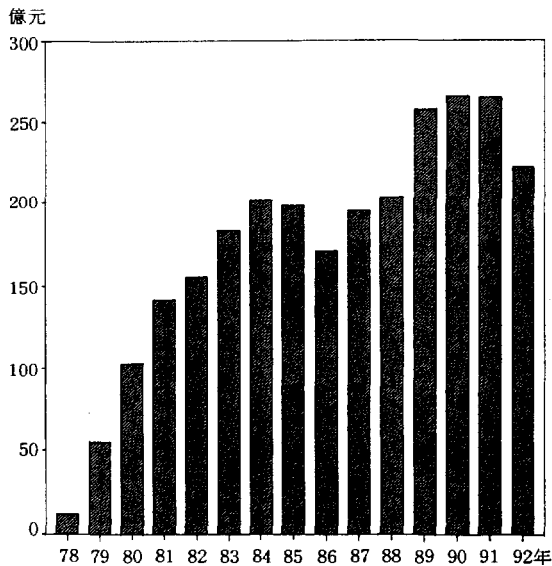
出所：食糧商品化量は国家統計局〔24, 1993年版, 607頁〕, 国家買付量は《中国商業年鑑》編輯部〔51, 802頁〕.

注(1) 国家買付量は食糧部門買付のほか, その他の国营商業部門および供銷合作社による若干の買付を含む.

(2) ()内は1978年を100とする指数.

(3) 重量は「貿易糧」単位.

(4) 歴年.



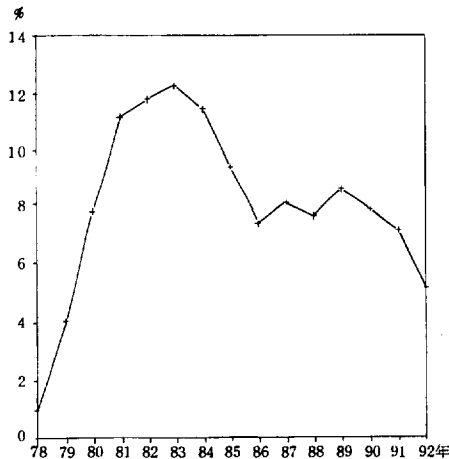
第2図 食糧等の売買逆ざやに対する財政補填

出所：国家統計局〔24, 1993年版, 231頁〕.

注. 食糧のほか食用油, 綿花を含む.

量（食糧販売量）と国家の食糧買付量が急増する様子は、第1表に示したとおりである。1983～84年には、全国各地で農家の「食糧販売難」と国家の「食糧貯蔵難」が深刻となった。1984年11月には、全国で国営食糧部門が買い付けた食糧のうち2,500～3,000万トンが野積みの状態にあったと言われる。

他方、売買逆ざやを前提とすれば、国家買付量の増大が食糧管理財政の赤字を増大させるのは当然である。第2図は食糧および食用油・綿花の売買逆ざやに対する財政補填の金額をみたものである。食糧だけの逆ざや補填の額は得られないが、図示した財政補填額の大部分が食糧に対するものと考えられるから、傾向をみるにはこれで充分であろう。この図からは、1978年には超過買付のプレミアム分に相当する約10億元にすぎなかった売買逆ざや支出が79年以降急増した様子がよくわかる。これを国家財政支出に占める割合でみれば、1978年の1.0%が81年には10%を超え、83年にはピークの12.2%に達した（第3図参照）。



第3図 国家財政支出に占める食糧等の売買逆ざや支出の割合

出所：国家統計局〔24, 1993年版, 215, 231頁〕。

注(1) 売買逆ざや支出は、食糧のほか食用油、綿花を含む。

(2) 中国の財政制度においては1985年まで価格補助を収入から控除する方式をとっていたが、ここでは1986年以降の方式に合わせて価格補助を支出に加えた上で割合を求めている。

農家の「食糧販売難」と国家の「食糧貯蔵難」を引き起こすほどの食糧の「過剰」⁽⁴⁾と、そのことがもたらした食糧管理財政の大幅な赤字は、国家買付価格の引き下げまたは国家買付量の削減をとまらう、何らかの食糧管理制度の改革を不可避とした。

注(1) 原語は「統購・統銷」。「統購・統銷」は「計画收購・計画供給」の略称であり、本来なら「計画買付・計画配給」と訳すべきであるが、わが国では一般に「統一買付・統一販売」という訳語が定着していること、ならびに一般的な意味での計画買付・計画配給と「統購・統銷」を区別するのに便利であることから、本稿では「統一買付・統一販売」という訳語を用いた。統一買付・統一販売制度について詳しくは池上〔2, 第1節〕参照。

(2) 食糧の超過買付制度は当初1960年に導入され、その後二度の中断を経て、1971年に30%のプレミアム率で再開された。79年にはこのプレミアム率が50%に引き上げられた。郭〔21, 325頁〕参照。

(3) 1984年までの統一買付制度においては、国家は農民の余剰食糧を無制限に買い付けることを義務づけられていたが、農民は統一買付および超過買付任務を達成すれば、国営食糧部門以外の流通業者や自由市場に食糧を販売してもよかった。このため、第1表が示すように、改革後国家の買付シェアは徐々に低下しているものの、80年代半ばにおいてもなお圧倒的なシェアを有した。

(4) 当時、中国の食糧生産が過剰であるかどうかについて様々な議論が展開されたが、少なくとも短期的には相当な過剰供給があったことは間違いない。池上〔2, 82~85ページ〕参照。

(2) 契約買付制度の導入と複線型流通システムの成立

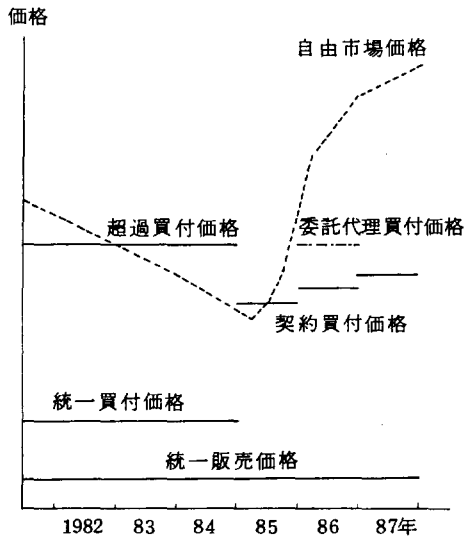
中国は、1985年から食糧の統一買付を廃止し、契約買付（「合同定購」）を導入した。契約買付とは、国営食糧部門と農家とが自由意志によって、播種季節前にその年に買い付ける（売り渡す）各食糧品目の数量、価格および基準品質に関する契約を結び、その契約にしたがって収穫後に買い付ける（売り渡す）方式を意味した⁽¹⁾。

契約買付の対象となる食糧品目は米・小麦・トウモロコシと主産地の大豆のみであり、そのほかの食糧品目の流通は自由化された。契約買付の計画数量は

7,900万トン（「貿易糧」単位）⁽²⁾であったが、前年の計画内買付（統一買付および超過買付）の合計が1億149万トン⁽³⁾であったことからすると、政府が食糧の計画買付を抑制しようとしたことは明白である。しかも、高〔17,901頁〕によれば、中央政府は当初これを7,500万トンにすることを考えており、より多くの買付（全国で9,000万トン以上）を求める地方政府の反対にあって、7,900万トンに増やしたもののようである。契約買付分以外の食糧は、国家の計画外買付である協議買付またはその他の流通主体による市場買付にまわることが期待された。

また、契約買付の価格水準は「逆三七」すなわち旧統一買付価格を3、旧超過買付価格を7の比率で加重平均した価格とされた。旧超過買付価格は旧統一買付価格の50%増しであったから、契約買付価格は旧超過買付価格の35%増しの水準に相当する（ $100 \times 0.3 + 150 \times 0.7 = 135$ ）。この価格水準を旧超過買付価格と比べると10%低いことになる。また、契約買付価格を新制度導入時の市場価格と比べると、食糧主産地においては一般に契約買付価格の方が高かった⁽⁴⁾。農家が食糧供給量を決定する限界価格は、国家の無制限買付を原則とする旧制度においては超過買付価格であり、新制度においてはそれより10%低い契約買付価格ないしは契約買付価格と同等水準以下の市場価格である⁽⁵⁾。このような水準での契約買付価格の決定と上にみた契約買付数量の制限は、新制度が食糧生産の抑制を意図したことを示している。

こうした生産抑制的な買付政策の変更と自然災害によって、1985年の食糧生産は前年比2,820万トン（6.9%）もの大減産となった。この結果、食糧の自由市場価格は高騰し、農家が売り渋ることによって、契約買付の実施は困難をきわめた。第4図は契約買付制度導入の前後における、食糧の国家管理価格と自由市場価格の相対水準を示したものである。1985年の食糧契約買付量は5,961万トン（買付計画に対する達成率は75.5%）⁽⁶⁾にとどまった。



第4図 食糧の国家管理価格と自由市場価格の相対水準

出所：池上〔1, 118頁〕。

1985年の食糧管理体制の改革を取り上げる際に見落としてはならない重要な事実は、統一買付・統一販売制度のうち統一買付制度は廃止されたが、本来それと一体をなすはずの統一販売制度（配給制度）が維持されたことである。1985年には工業原料用等の食糧が配給の対象から除外されたものの、低価格で配給される食糧の量はなお7,500万トン以上に達した。政府が当初契約買付量として7,500万トンという数字を提出した背景には、配給用食糧の数量的な確保という考え方があった⁽⁷⁾。

一方で低価格での配給制度を維持しつつ、配給用の食糧を確保するための買付は農民の自由意志に基づく契約によろうとすれば、政府は買付数量を確保するために自由市場価格の上昇に合わせて契約買付価格を引き上げなければならない。このことは言うまでもなく政府の食糧管理財政の赤字を増すが、1985年の食糧管理制度の改革はそもそも食管財政の赤字の削減を直接的な目的として実施されたのであった。こうして中国政府は1986年以降の食糧流通政策にお

いてきわめて難しいかじ取りを迫られたが、最終的な政策選択は次のようなものであった。すなわち、食管財政の赤字の増加を抑えながら、低価格での配給制度を維持するために、契約買付価格の引き上げ幅は最小限にとどめる。そして、市場価格より大幅に低い価格による契約買付を完成するために、その買付に義務的な性格を付与する。こうして、一たんは売買双方の自由意志に基づくとされた契約買付であったが、1986年以降は再びそれまでの統一買付と同じ農民の義務的供出とされてしまった⁽⁸⁾。

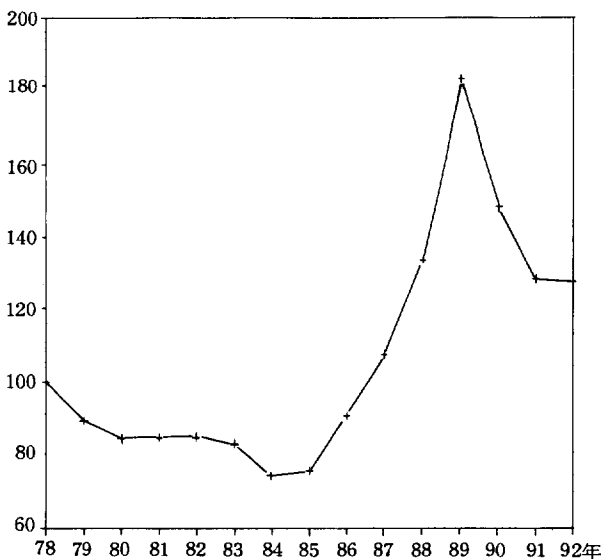
ここにおいて、政府が食糧流通の一部を行政的な手段によって直接管理して都市住民への食糧の安定供給を確保し、残りの食糧は自由な市場流通に委ねることによって市場メカニズムによる需給調整を行うという複線型流通システム（原語は「双軌制」であり直訳すれば「複線制度」）が成立した。複線型流通システムの基本的な内容は、「(1)食糧売買の面では、政府の強制的な低価格での買付ならびに低価格での配給制と一般的な市場交換とが並存し、(2)食糧流通機構の面では、政府の流通機構と非政府的な流通組織が並存すること」⁽⁹⁾と整理できる。直接統制システムと市場システムとの結合と言いかえてもよいであろう。なお、ここでいう「政府の強制的な低価格での買付」とは言うまでもなく契約買付であるが、「一般的な市場交換」とは、非政府的な流通組織による売買のほか、国营食糧部門の協議買付・協議販売をも含む。

協議買付とは、農家が供出任務（契約買付）を達成したのちにおいて国营食糧部門が行う買付のことであって、価格は原則的には自由市場価格に準じ、それより少し低いとされた⁽¹⁰⁾。農家の側からこれをみるならば、供出任務を達成したのちは、国家に協議買付価格で販売してもよいし、その他の流通業者に販売してもよいし、自由市場に赴いて自ら販売してもよいということである。協議販売は協議買付に対応する概念で、国营食糧部門が自由市場に準じた価格で行う配給外の食糧販売を指す。協議販売の対象となるのは、配給を受ける権利のない農村戸籍者⁽¹¹⁾の主食用や加工原料用、飼料用などである。

複線型流通システムを財政支出の点からとらえるならば、直接統制（配給）部分については政府が必要な赤字を負担するが、その他の市場流通部分につい

ては、食糧部門の協議買付・協議販売を含めて、国家財政は関知しないということである。中国の食糧管理財政は、複線型流通システムの成立による直接管理部分の削減により、赤字自体を解消しえないにしても、赤字の大幅な増大には歯止めをかけるメカニズムを身につけることができた。

1986年以降の複線型流通システムの実行上の問題は、契約買付価格が市場価格より低いことにあった。契約買付は農民の義務供出とされたが、農民は常に複数の価格に直面しているわけであるから、政府はたえず価格の高い別の流通ルートに逃れようとする農民の食糧を確保することに苦勞しなければならなかった⁽¹²⁾。異なった価格決定メカニズムを有する直接統制システムと市場システムとを結合したことの無理が、買付局面においてあらわになったと言ってもよい。とりわけ、中国の食糧生産は1985年から88年にかけて「徘徊」と呼ばれる停滞局面にあり、食糧の自由市場価格は第5図に示したように急速に上昇したから、契約買付の実施困難はなおさらであった。



第5図 食糧の自由市場価格指数 (1978年=100)

出所：国家統計局貿易物価統計司 [25, 397頁], 国家統計局 [24, 各年版].

契約買付価格は1986年以降89年まで毎年引き上げられたが、市場価格の上昇には遠く及ばなかった⁽¹³⁾。政府は契約買付の実施困難をやわらげるために、1987年から契約を結んだ農家に対する一定量の化学肥料、ディーゼル油の公定価格（市場価格より安い）での優待販売および買付代金の一部（20%）前払いを内容とする「三結合」（「三掛鉤」）政策を開始したが、この政策によって農民が得る利益も食糧契約買付価格が市場価格より低いことによってこうむる不利益に比べればはるかに小さかった⁽¹⁴⁾。契約買付任務の達成はますます困難になり、このことによって買付実施の直接的な責任を負う行政村や村民小組（日本の集落に相当）の幹部と農民との関係が悪化したと指摘されている⁽¹⁵⁾。

中国政府は1986年の契約買付任務数量を6,150万トンに引き下げたが、実際の買付量は5,334万トン（計画達成率86.7%）にとどまった。また、この年には契約買付任務を引き下げたかわりに、それを補充する意味を持つ国家委託代理買付（この価格は契約買付価格より高く旧超過買付価格並みとされた）を行ったが、この分の計画達成率はさらに低く47.9%にとどまった⁽¹⁶⁾。契約買付がようやく計画を100%以上ないし100%近く達成できるようになるのは、買付計画を5,000万トンまで引き下げた1987年以降のことである（第2表参照）。

契約買付量の削減にともない、国营食糧部門の協議買付の量は急激に増大した。国家買付に占める非統制部分の割合は、1985年の約25%から短期間のうちに急速に上昇して1989年には50%を超えた（第3表参照）。統計の制約から、複線型流通システム下の統制買付（契約買付）量と市場（統制外）買付量の厳密な比較を行うことはできないが、第6図から大ざっぱな傾向をみると市場買付全体では早くも1987年に50%を超えた模様である。市場買付に占める食糧部門以外の比率は必ずしも高くなく、しかも1988年以降低下しつつあるようにみえるが、これは1988～90年に実施された食糧部門による米の独占経営（1988年の米の不作による臨時的措置）や後述する1990年における大量の保護価格買付などが関係しているものであろう。

第2表 契約買付の実施状況

(単位：万トン、%)

年度	計画量	実際買付量	計画達成率
1985	7,900	5,961.2	75.5
1986 a	6,150	5,334.1	86.7
1986 b	1,850	886.5	47.9
1987	5,000	5,691.9	113.8
1988	5,000	4,915.2	98.3
1989	5,000	4,802.0	96.0
1990	5,000	5,054.9	101.1
1991	5,000	4,700.9	94.0

出所：1985～87年は高〔17, 908頁〕, 88～91年は《中国商業年鑑》社〔52, 1989～92年版〕。

注(1) 1986 a は契約買付, 1986 b は委託代理買付。

(2) 重量は「貿易糧」単位。

(3) 食糧年度（当年4月～翌年3月）。

第3表 国営食糧部門の食糧買付の内訳

(単位：万トン、%)

年度	合計	統制買付	統制外買付
1983	9,762.2	9,005.6(92.2)	756.6(7.8)
1984	10,838.7	10,148.5(93.6)	690.2(6.4)
1985	7,925.5	5,961.2(75.2)	1,964.3(24.8)
1986	9,453.2	6,220.6(65.8)	3,232.6(34.2)
1987	9,920.1	5,691.9(57.4)	4,228.2(42.6)
1988	9,297.3	4,915.2(52.9)	4,382.1(47.1)
1989	10,283.8	4,885.7(47.5)	5,398.1(52.5)
1990	12,365.0	5,181.4(41.9)	7,183.6(58.1)

出所：1983～87年は高〔17, 908頁〕, 88～90年は《中国商業年鑑》社〔52, 1989～91年版〕。

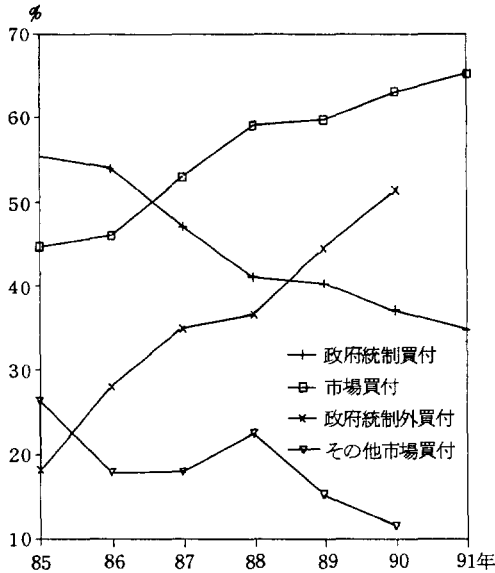
注(1) 1983～84年の統制買付は統一買付と超過買付の合計。

(2) 1985～90年の統制買付は契約買付。ただし1986年は委託代理買付, 1989～90年は若干の契約買付以外の公定価格による買付を含む。

(3) 統制外買付は協議買付。ただし1989年は国家市場調節食糧用の買付243.6万トン, 1990年は国家特別備蓄食糧用の買付2,809.9万トンを含む。

(4) 重量は「貿易糧」単位。

(5) 食糧年度（当年4月～翌年3月）。



第6図 複線型流通システム下の食糧買付

出所：国家統計局〔24, 607頁〕, 高〔17, 908頁〕, 《中国商業年鑑》社〔52, 1989～92年版〕。

注(1) 食糧商品化量に対する各買付の割合。

(2) 市場買付量は食糧商品化量－政府統制買付量として求めた。

(3) その他市場買付量は市場買付量－政府統制外買付量として求めた。

(4) 食糧商品化量のデータは歴年, その他のデータは食糧年度であり整合しない。したがって, 本図は大ざっぱな傾向を見るためのものでしかない。

他方, 食糧配給量は, 配給の対象となる範囲を徐々にせばめたことや都市住民の食生活の向上にともなう配給量の未消化分が増えたことによって減少したが, 1987年以降においてもなお6,500万トンを超えた(第4表参照)。契約買付食糧だけでは必要な配給食糧に不足するため, 不足分は契約買付価格より高い協議買付価格で買入れた食糧の一部をまわさざるをえなかった(いわゆる「議転平」, 「平」は「平価」つまり公定価格の意味)。

第4表 国営食糧部門の食糧販売の内訳

(単位:万トン, %)

年度	合計	配給	協議販売
1987	9,190.9	6,522.9(71.0)	2,667.9(29.0)
1988	10,024.7	6,708.0(66.9)	3,316.7(33.1)
1989	8,931.1	6,484.0(72.6)	2,447.1(27.4)
1990	9,033.3	6,557.0(72.6)	2,476.3(27.4)
1991	10,433.0	7,437.8(71.3)	2,995.2(28.7)

出所: 1987年は《中国商業年鑑》編輯部〔51, 661~662頁〕, 1988~91年は《中国商業年鑑》社〔52, 1989~92年版〕。

注(1) 重量は「貿易糧」単位。

(2) 食糧年度(当年4月~翌年3月)。

契約買付価格の引き上げと契約買付量の減少にともなう「議転平」政策の実施は言うまでもなく財政支出を増す。しかしながら、食糧生産が停滞し需給が緊迫する中で、市場価格より低い価格による契約買付を実施することが、村落幹部と農民との関係の悪化を招き、農村の政治不安を醸し出しかねないという情勢においては、それも致しかたなかったのであろう。前掲第2図に明らかのように、いったん減少し始めた食糧財政の逆ざや補填支出は1987年以降再び増加に転じている。

注(1) 契約買付の詳細な内容については池上〔2, 88~95ページ〕参照。

(2) 高〔17, 901頁〕。なお池上〔2, 90ページ〕ではこれを「原糧」単位としたが誤りであった。

(3) 高〔17, 908頁〕。

(4) 池上〔2, 91ページ〕, 高〔16, 686頁〕。

(5) この点についてのモデル的説明は池上〔2, 93~95ページ〕参照。

(6) 高〔17, 908頁〕。

(7) 池上〔2, 95~96ページ〕。

(8) 高〔17, 901頁〕。

(9) 高〔17, 901頁〕。

(10) 協議価格の水準は実際には各地域、各時期で各様であり、市場価格の水準よりも大幅に低い例もみられた。なお、国家の協議買付はこの時はじめて実施されたものではなく、その開始は1962年までさかのぼれる(商業部商業経済研究所〔41, 224頁〕)。

協議買付は文化大革命中は事実上中断されていたものの、1979年以降本格的に再開された。したがって、1979～84年の食糧流通システムにも複線的な要素が全くなかったというわけではない。

- (1) 戸籍制度と配給制度との関係については内田〔3〕参照。
- (2) 別の流通ルートとは、たとえば自由市場であったり、農家の庭先で高い価格で買い付ける個人商人（仲買人）であったり、場合によっては別の県の食糧部門（この場合の買付は協議買付ということになる）であったりした。これに対して産地の県政府は、しばしば契約買付任務が達成されるまで県内の食糧市場を閉鎖する（当該県食糧部門以外による食糧買付を禁止する）という手段をとった（高〔17, 902頁〕）。
- (3) 池上〔1, 115ページ〕、《中国物価年鑑》編輯部〔53, 1990年版, 44頁〕。
- (4) 池上〔1, 117～119ページ〕。
- (5) 高〔17, 902頁〕、高〔18, 1007頁〕。
- (6) 池上〔1, 115～117ページ〕。

(3) 特別備蓄制度と卸売市場制度の成立

前掲第1図に示したように1989年以降中国の食糧生産が「徘徊」を脱し、1990年以降再び食糧需給バランスが顕著な供給過剰に転ずる（一部の地区ではすでに1989年から過剰問題が発生していた）ことによって、複線型流通システムがかかえる問題の性格は大きく変わった。すなわち、政府の立場からこれをみるならば、不足時のように契約買付の達成の困難性が問題となるのではなく、市場価格の下落と農家の「販売難」にいかに対処するか（あるいはしないか）が問題となるのである。不足時には統制部分に問題が生じ、過剰時には統制外の市場流通部分に問題が生じると言ってもよい。もちろん、これは生産者サイドの問題を言っているのであって、さしあたり消費者サイドには問題は生じない。配給制をとっているからであり、1980年代においては食糧需給が逼迫するといっても配給食糧が不足するまでの深刻な事態は起こりえないからである。

1989年に一部食糧主産地に発生した国家統制外食糧の「販売難」は、1990年には全国的かつきわめて深刻になった。全国平均でみた食糧の自由市場価格は89年をピークとして90年以降急激な下落に転じた（前掲第5図参照）。国家統制外の食糧は自由な市場流通に委ねることによって市場メカニズムによる需給調整を行うという複線型流通システムの政策理念からすれば、供給過剰による

市場価格の下落は放置してもよいとも考えられるのであるが、中国政府は1989年、統制外食糧の「販売難」を緩和するために243.6万トンの米・小麦・トウモロコシを「国家市場調節食糧」として緊急的に買い付けた⁽¹⁾。さらに1990年には、契約買付任務達成後の米・小麦・トウモロコシについて、市場価格より高い保護価格での無制限買付を行った。この年の保護価格買付量は2,810万トンに達したと推定される⁽²⁾。中国政府は1983～84年の過剰に対しては国家買付価格を引き下げ、買付量を削減するという措置をとったが、1990年には価格を引き上げ、買付量を増やすという全く相反した対応をとったのであった。

1990年に中国政府がこうした対応策をとる背景としては二つの理由が考えられる。第一に、市場価格の下落を放置することによって再び1980年代後半のような食糧生産の停滞を招くことをおそれたのではないかということである。第二に、1980年代半ば以降農家（とりわけ食糧生産農家）所得の停滞と都市世帯との所得格差の拡大が社会問題化しつつあり、価格下落による食糧生産農家の所得の減少を見逃せなかったのではないかということである。保護価格の「保護」は言うまでもなく農民保護を意味しているが、農民保護という視角は1985年の食糧政策にはほとんどみられなかった点である⁽³⁾。

これを食糧流通システムとしてみるならば、直接統制システムと市場システムとの結合であった複線型流通システムのうち、市場流通システムの部分に価格の間接統制を持ち込もうということである。中国政府は1990年、保護価格で買い付けた食糧をもとに、食糧の特別備蓄制度（「国家専項糧食儲備制度」）を設立した⁽⁴⁾。食糧特別備蓄制度設立の目的は、戦争・災害・飢饉などの非常事態に備えるという通常の意味での備蓄にあるのみならず、備蓄食糧の買い入れ、放出を通じて食糧価格を間接的にコントロールすることにあつた⁽⁵⁾。中国政府は備蓄食糧を管理し、食糧流通の間接統制を行う部局として、1991年4月、国家食糧備蓄局を設立した⁽⁶⁾。

こうした農民保護的な価格政策を行うには大きな費用負担がともなうと考えられる。ところが、中央政府は保護価格買付の実施にあたって、各地の食糧部門が買付を行う際に銀行から借り入れる資金の一部に対する利子補填を行うと

したが、備蓄食糧の保管に必要な経費や備蓄食糧の買い入れ、売り渡しによって発生する逆さやの負担を行うとは明言せず、事実上負担を地方（産地）政府に転嫁したのである⁽⁷⁾。この点はのちに大きな問題となるところであり、3. において主産地の事例を検討する中であらためて論じたい。

市場流通部分への間接統制の導入という意味では、1990年（ハルビンのみ1989年）以降全国各地に設立された食糧卸売市場も重要である⁽⁸⁾。現在、中国の食糧卸売市場には、唯一の中央政府所管卸売市場である河南省の鄭州食糧卸売市場（1990年10月設立、取り扱い品目は主に小麦）のほか、ハルビン（黒龍江省）、長春（吉林省）、九江（江西省）、蕪湖（安徽省）、武漢（湖北省）、長沙（湖南省）等の地方政府が所管する各地区の卸売市場がある⁽⁹⁾。これらの卸売市場の機能は、国家の直接統制の外にある食糧（国営食糧部門の協議買付・販売食糧およびその他の流通主体が売買する食糧）の省間流通の仲介にある。

食糧卸売市場は、現状では実際の省間流通食糧に占めるシェアが小さい（鄭州卸売市場の例では河南省の小麦の省外販売量の1割強のシェアしかない⁽¹⁰⁾）、価格決定に対する行政の介入が強すぎるため自由市場の価格実勢が反映されない、などの問題をかかえているが、省間の食糧需給調整を市場的に行う場（制度）が作られたことの意義は大きい。

食糧卸売市場の役割は、たんなる省間需給の調整にとどまらない。すなわち、政府は卸売市場を食糧価格のコントロールを行うための買い入れおよび売却を行う場として利用することを想定している。食糧卸売市場の設立が市場流通部分への間接統制の導入としての意義を持つというのは、この意味においてである。国務院は、鄭州食糧卸売市場の設立に際して、市場価格が高い時に鄭州食糧卸売市場で売却するための政府特別在庫として、一定量の「中央市場調節食糧（小麦）」を設立することを決定した⁽¹¹⁾。また、何濟海商業部（現国内貿易部）副部長は、1990年7月のある会議において、鄭州食糧卸売市場の設立があと数カ月早かったら（会議の直後に開始される予定の）小麦の保護価格買付は同卸売市場を通じて行われたであろうと述べており、間接的な価格コントロールを行う場としての卸売市場への期待が感じられる⁽¹²⁾。

- 注(1) 《中国商業年鑑》社〔52,1990年版,47頁〕。
- (2) 《中国商業年鑑》社〔52,1991年版,N-1頁〕。食糧部門の総買付量から契約買付量および協議買付量を除いた残りとして求めた。
- (3) 厳密に言うならば,1985年の食糧管理制度改革の際にも保護価格という規定はあった。食糧の市場価格が旧統一買付価格の水準を下まわった場合には,政府は旧統一買付価格で無制限に買い付けるといものである。しかしながら,実際にはこの年の食糧市場価格は高騰し,保護価格の設定は何の意味も持たなかった(池上〔2,91~94ページ〕)。
- (4) 《中国商業年鑑》社〔52,1991年版,N-1~2頁〕。なお,特別備蓄制度の対象となる食糧品目として,米・小麦・トウモロコシのほか,1991年からは大豆およびハダカムギ(一部少数民族地区)も加えられた(《中国商業年鑑》社〔52,1992年版,N-11頁〕)。
- (5) 白〔14,1-4頁〕。
- (6) 《中国商業年鑑》社〔52,1992年版,N-10~13頁〕。
- (7) 《中国商業年鑑》社〔52,1991年版,N-2頁〕。王・孫〔46,35頁〕は保管経費の一部も中央政府の負担であったとしているが,同時に中央政府は実際には自らが負担すると約束した部分についてさえ支出を遅らせたと指摘している。
- (8) 国務院が食糧卸売市場設立の方針を正式に打ち出すのは1988年のことであり(商業部・農業部・財政部等〔40,660頁〕),商業部が認可した規範的な卸売市場が設立するのは1989年以降のことである。しかしながら,解放前の伝統的な食糧集散地においては,1980年代半ば頃から,直接統制外の食糧の省間流通を仲介する食糧卸売市場が復活しつつあった(池上〔2,109~110ページ〕)。これらの非規範的な食糧卸売市場は,1989年以降規範的な卸売市場として整備され,順次正式に認可されたものと思われる。
- (9) 中国の食糧卸売市場の現状と問題について,詳しくは菅沼〔7,99~108ページ〕参照。
- (10) 菅沼〔7,105ページ〕。
- (11) 商業部・農業部・財政部等〔40,661頁〕。
- (12) 中国鄭州糧食批発市場〔40,53頁〕。なお,何濟海副部長は同じ講話の中で,1990年の小麦保護価格買付の計画数量(当初)を400万トンとしているが,鄭州食糧卸売市場の年間の小麦取り扱い量が数十万トンに満たない現状(菅沼〔8,58ページ〕)によれば1990年10月~92年12月の小麦取り扱い量は約70万トンにすぎない)では,効果的な規模の保護価格買付を行おうとすれば,国営食糧企業を通じて直接農家から買い付けるしかないであろう。劉〔36,49頁〕も,国家備蓄食糧の買い入れ・売却は(最終的には)食糧卸売市場を通じて行うべきであるが,卸売市場が設立間もない第8次5カ年計画期(1991~95年)には,農民から直接買い付けるしかないとしている。

(4) 直接統制から間接統制への転換

中国は1992年以降、地区をおって順次、食糧の直接統制の撤廃すなわち売買価格の自由化ならびに義務供出制度および配給制度の廃止に踏み切った。これを食糧流通システムとしてみるならば、複線型流通システムのうちの直接統制部分を廃止して、市場流通に一本化しようということである。しかしながら、価格については完全な自由化を行おうというわけではなく、政府の介入により一定の安定帯内にこれを維持するという間接統制方式を考えている。

市場流通部分の食糧について価格の間接統制を行う制度としては、前述したように1990年以降、食糧特別備蓄制度と食糧卸売市場制度が成立している。食糧売買価格を自由化したのちは、需給動向のいかんによっては常に生産者価格の暴落ないし消費者価格の暴騰の可能性があるが、食糧特別備蓄制度と食糧卸売市場制度の成立によって、政府は自由化後も食糧価格を一定の安定帯内に維持しうる抽象的な可能性を手に入れたといえる⁽¹⁾。このことは、複線型流通システムを市場流通システムに一本化するための一つの大きな条件が整ったことを意味している⁽²⁾。

もっとも、食糧特別備蓄制度と食糧卸売市場制度の価格調整機能は、たかだか一定の安定帯の範囲内への価格の維持ということにとどまり、直接統制撤廃後の価格の基本的な水準は市場の需給関係によって決まることになる。とするならば、直接統制を廃止したあとの食糧消費者価格が、もとの配給価格の水準を大きく凌駕するであろうことは容易に想像される。ところで、そもそも1985年の食糧管理制度改革が市場化改革として不完全なものにとどまらざるをえなかった最大の理由は、当時の事情では都市住民への福祉的な性格を持つ低価格での食糧配給制度に手をつけることができなかったということにある。複線型流通システムの市場流通システムへの転換という改革を行えるかどうかのもう一つの大きな条件は、1980年代半ばにおいてはなお手を触れることのできなかった配給制度の改革に踏み込めるかどうかである。

中国政府は、1990年代に入り、長い間の懸案であった配給制度の改革に踏み切った。すなわち、1991年5月と92年4月の2回に分けて食糧の配給価格を合

計約140%引き上げ、契約買付価格との売買逆ざやを解消してしまった⁽³⁾。1991年の配給価格の引き上げは、じつに1965年以来26年ぶりという画期的なものであった⁽⁴⁾。一部の都市の事例では、2回の配給価格引き上げによって、食糧の自由市場価格と配給価格との価格差は従来の4:1程度から3:2程度まで縮まっている(第5表参照)。一般に自由市場で販売される食糧の品質は配給食糧の品質にまさると言われていることを考慮するならば、両者の実質的な価格の差はさらに小さいと考えられる。

第5表 米の配給価格と自由市場価格

(単位:元/kg, %)

年月	四川省成都市		山西省太原市	
	市場価格	配給価格	市場価格	配給価格
1991.4	1.040	0.284(27.3)	1.500	0.380(25.3)
5	(1.040)	0.500(48.1)	(1.500)	0.680(45.3)
1992.4	1.100	0.720(65.5)	1.600	1.000(62.5)
1993.4	1.160	—	1.400	—

出所:配給価格は童・雛〔45, 222~223頁〕, 國務院〔28, 199頁〕. 市場価格は『中国物価』1991年第5期, 92年第5期, 93年第5期.

注(1) 成都市はインディカ米, 太原市はジャポニカ米のいずれも精米価格. 配給価格は中等標準品の価格.

(2) ()内は各月の市場価格に対する配給価格の割合(%).

(3) 1991年5月の自由市場価格は不明なので4月の価格で比較.

このように大幅な配給価格の引き上げにもかかわらず、都市消費者の間で目立った混乱はおこらなかった。配給価格の引き上げがスムーズに実施できた理由として、直接的には、配給価格の引き上げにともない、1991年に勤労者1人当たり1ヵ月6元、92年には同じく5元の食糧価格手当の支給(実質的な給料の引き上げ)がなされたことを指摘できる⁽⁵⁾。このほかにもその背景にある要因として、所得の上昇と食糧の直接消費の減少により家計費に占める食糧支出の割合が低下しつつあったことや、良質食糧志向の強まりにともない購入食糧に占める配給品の割合が低下しつつあったことなどを指摘できる。

配給価格の引き上げが混乱なく実施できたことは、都市の消費者が食糧価格

の上昇に対する一定の抵抗力ないし許容力を有していることを示しており、消費者価格の上昇をもたらす可能性のある食糧配給制度の廃止を実施するための条件が、すでに都市（消費者）サイドにおいて整っていたことを示唆している。食糧価格の間接統制システムの形成を前提として考えるならば、配給価格が混乱なく大幅に引き上げられたことによって、直接統制の撤廃に踏み切るための条件は出そろったとみてよい。

広東省は1992年4月、全国に先がけて、食糧売買価格の自由化、農民の国家への義務供出制度および国家による消費者への配給制度の廃止を主要な内容とする食糧管理制度の改革を行った。この改革の全国への普及はきわめて早く、1992年9月1日には食糧価格を自由化した地域が全国16省・自治区の408県（全国の県の19%）に達した⁽⁶⁾。翌1993年8月には全国28省・自治区・直轄市の280余地区・市（全国の地区等の83%）、1,900県（全国の県の88%）が食糧価格の自由化を完了しており⁽⁷⁾、同年11月には、チベットを除く29省・自治区・直轄市において、全国の95%に相当する県がこの改革を完成させた⁽⁸⁾。改革の内容は全国的にはほぼ同一であるから、ここでは国務院が1993年2月に出した食糧管理制度改革に関する3つの通知⁽⁹⁾および広東省政府の同様な通知⁽¹⁰⁾にもとづき、政策の概要をみておこう。

第一に、契約買付は義務供出制ではなくする。契約買付という名称および買付数量（全国で5,000万トン）は保留し、国营食糧企業が経済契約の方式によって農民から買い付ける。価格は市場相場によって上下することにする。ただし、契約買付および特別備蓄用買付の食糧については、市場価格があらかじめ政府が定めた保護価格より低下した場合には、国营食糧企業が保護価格で農民より買い付ける（協議買付については市場価格のまま）。なお、契約買付の奨励策である「三結合」（「三掛鉤」）政策は、買付代金の一部前払いは引き続き同様に実施するが、化学肥料、ディーゼル油の優待販売については現物支給方式をあらため、これらの生産資材の公定価格と市場価格との差を現金で支給する方式に変える。

第二に、都市住民に対する配給制度は数量的には保留するが価格は自由化す

る（配給数量が形式的に保留されるといっても価格が自由化されるわけであるから事実上協議販売との区別はなくなる）。ただし、市場価格があらかじめ政府が定めた最高限度価格を超えた時には、国営食糧商店が（配給を受ける権利を有している住民に対して）配給数量の範囲内で最高限度価格で販売する。

第三に、従来中央政府が指令性計画（直接統制）によって行っていた配給用食糧の省間における過不足の調整については、今後は各省の食糧部門がお互いに交渉して契約を結んで売買するか、もしくは食糧卸売市場を通して売買することとする⁽¹¹⁾。なお、中央政府が省間の過不足の調整から手を引くのであるから当然のことともいえるが、大消費地である大都市の政府が食糧の買付、輸送、供給および備蓄に力を入れるべきことが求められている。

第四に、国家備蓄を中心とし、国家備蓄および省・自治区・直轄市の備蓄を主とする、重層的な食糧備蓄体系を作り、食糧流通の間接統制の物的基礎とする。このうち国家備蓄制度についてはすでに述べたように1990年に成立しており、省レベルの備蓄制度についても当時から設立が求められていたものである。さらに、全国レベルの大型卸売市場を中心とする重層的な卸売市場体系の形成も求められているが、この点についてもとくに目新しいところはないであろう。

第五に、生産者価格の保護価格（最低価格）制度および消費者価格の最高限度価格制度の実施に必要な費用については、国家レベルおよび省レベルの「食糧危険基金」（「糧食危険基金」）を設けて、この基金から支出することにする。基金の設立に必要な資金については、国家財政および地方財政の食糧管理赤字への補填額を3年間かけて徐々に減らし、この減額分を全額振り向けることにする。ただし、4年目以降どうなるのかは不明である。

第六に、政府食糧局（庁）と国営食糧企業の分離（「政企分開」）を徹底させる。食糧企業は独立採算の企業として市場競争に参加し、多ルートの流通機構の中で主要ルートとしての地位を維持するよう努力する。さらに、食糧企業の多角経営を奨励し、そのための資金的、税制的優遇を与える。

以上を整理すると、今次の改革の目標ないし政策理念が国家の直接統制の廃

止と、これに代わる間接統制システムの形成にあることは容易に理解できる。しかしながら、ただちにいくつかの疑問点が生じる。

第一に、契約買付の性格があいまいである。すなわち、契約買付は強制供出ではないとされるが、全国で5,000万トンという数量目標はある。1985年に導入された契約買付制度も当初は農民の自由意志による販売であると言われながら、結果的には強制買付に性格を変えた。今回はこうした事態が起こりえないのかどうか。

第二に、国营食糧企業は一方で政府からの完全な独立を求められており、他方で政府が保護価格政策および最高限度価格政策を発動する際には、その実施機関（つまり政府の代理人）として機能することが期待されている。しかしながら、一つの組織が同時に企業としての役割と政府としての役割を果たすことが可能なかどうか。あるいは、無理に二つの役割を果たすことが、国营食糧企業の活動に何らかの歪みを生じさせないのかどうか。

第三に、今回食糧価格を一定の安定帯内に維持するための費用を支出するファンドとして、はじめて「食糧危険基金」が作られることになったが、保護価格政策は上述したように1990年から行われていた。とするならば、これまでの費用負担はどのように処理されていたのであろうか。

これらの疑問に答えるためには、食糧産地における国营食糧企業の経営活動や食糧買付の動向について、具体的に分析してみる必要がある。

注(1) ここで抽象的な可能性というのは、中国は特別備蓄制度の設立前には食糧価格の間接統制の経験がなく、適正な備蓄規模についての研究も食糧備蓄局の設立後はじめて開始された（《中国商業年鑑》社〔52, 1992年版, N-10頁〕）という実情にあり、市場価格の暴騰・暴落時に適切な対応をとれるという保証はないからである。なお、商業部商業経済研究中心の呉碩教授は市場調節用の適正備蓄規模として2,500～3,000万トンという数字をあげており（管沼〔7, 98ページ〕、劉〔36, 48頁〕も第8次5カ年計画期（1991～95年）の理想的備蓄規模は2,500万トン（最低2,000万トン、最高3,000万トン）であるとしている。

(2) もちろん、価格の変動を一定の範囲内に維持しなければならないというのは規範的な命題である。もし、直接統制撤廃後の価格変動を放任してよいと考えるのであれば

ば、あらかじめ間接統制手段を確保することが直接統制撤廃のための必要条件とはならない。ここでは、現在の中国政府はかかる規範的な命題を有しているといっておけば充分である。

- (3) 白〔14, 1-2頁〕。なお、1992年には契約買付価格も引き上げられたが、配給価格は買付価格の新規引き上げ分を含めてもおお売買同価となるような幅で引き上げられた。
- (4) 肖〔47, 98頁〕。ただし、広東省は他省に先がけて1988年に食糧配給価格の大幅な引き上げを行っていた（広東年鑑編纂委員会〔19, 435頁〕）。
- (5) 『南方日報』1991年4月28日, 国務院〔28, 197頁〕。なお、食糧価格手当の支給額は、配給枠を完全に消化している家庭における食糧支出の増加にはほぼ見合うものであり、配給枠を未消化な家庭においてはかえって実質的な所得の増大を意味した。
- (6) 『中国商報』1992年9月24日。
- (7) 『人民日報』1993年8月29日。
- (8) 『中国通信』1993年11月15日, 18日。
- (9) 国務院〔29〕, 国務院〔30〕, 国務院〔31〕。
- (10) 広東省人民政府〔20〕。
- (11) 1993年2月には、全国29省・直轄市・自治区の代表が北京に集まり、省間食糧売買の契約交渉を行う会合が開かれ、全国で780万トンの成約があった（『新華月報』1993年第2号, 57~59頁）。

3. 主産地における食糧流通改革の動向と問題

(1) 天長県の食糧概況

天長県は安徽省の最東部に位置し、西側を除く三方は江蘇省に隣接している。江蘇省の省都である南京まで車で約3時間、工業都市揚州へは約2時間という距離にあり、行政的には安徽省に属しているものの、経済的にはむしろ蘇南（江蘇省南部）とのつながりが強いという特殊な地理的環境にある。隣接する蘇南が郷鎮企業の急成長で有名な地区であるのに対して、天長県の工業発展はなお相当遅れており、現在も食糧生産を中心とする農業地帯としての性格が強い。天長県は、1983年に中国で商品食糧基地県制度が設けられたときに、第一期として指定された全国50県の一つであり、全国的な食糧主産地である安徽省の中でも、とりわけ食糧生産が発展している県として特徴づけられる。

天長県の作付体系は一般に米+小麦もしくは米+ナタネという二毛作であ

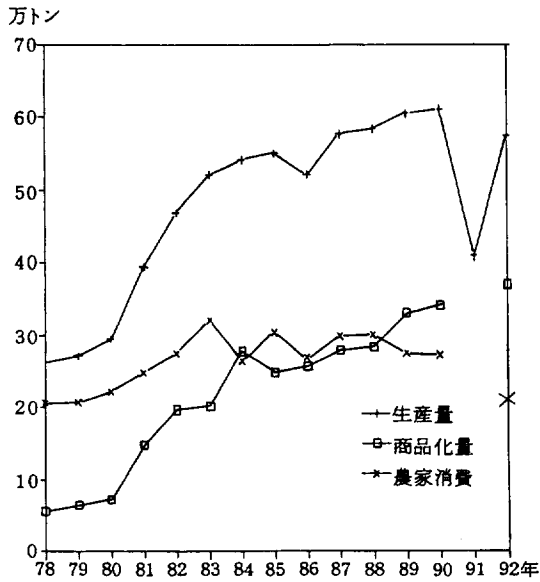
り、全国平均はもとより安徽省、さらには天長県が属する滁州市（旧滁県地区）と比べても、極端にこれら三つの作物に偏った作付構成となっている（第6表参照）。第7図に示したように、天長県の食糧生産は農業改革後、とりわけ各戸請負制の普及期である1981～83年において急激に発達する。その後、全国的には食糧「徘徊」期であった1980年代後半においても（1986年を除いて）順調な増産傾向を示した。1991年の大きな減産はこの地区一帯をおそった大水害によるものであって、翌92年にはほぼ回復している。1980年代前半には増産につれて農家消費も増えたが、80年代後半には農家消費が頭打ちとなることによって、増産分がほぼそのまま農家販売量（商品化量）の増大に結びついている。1989年には天長県の食糧商品化率は50%を超えたが、これは全国平均や安徽省全体の数字と比べてきわめて高い水準にある（第7表参照）。

第6表 農作物作付構成（1992年）

（単位：％）

	食糧			経済作物		その他	
	米	小麦	その他	ナタネ			
全国	74.2	21.5	20.5	32.2	16.3	4.0	9.5
安徽省	72.0	27.5	24.1	20.4	20.6	10.2	7.4
滁州市	70.1	32.9	24.0	13.2	25.8	16.5	4.1
天長県	70.3	45.6	22.0	2.7	26.5	22.6	3.2

出所：全国および安徽省は国家統計局〔24, 1993年版, 359～362頁〕, 滁州市は安徽省統計局〔13, 1993年版, 73～75頁〕, 天長県は筆者調査。



第7図 天長県の食糧生産および商品化の動向

出所：天長県地方志編纂委員会〔44, 196頁〕, 謝揚〔48, 426頁〕および筆者調査。

注(1) 農家消費は生産量－商品化量として求めた。

(2) 1991年の商品化量は不明。

第7表 食糧商品化率

(単位：%)

年	全国	安徽省	滁州市	天長県
1988	34.9	38.8	48.3	49.3
1989	34.4	35.7	45.9	54.1
1990	36.6	38.8	57.5	55.6
1991	36.6	39.7	37.4	n.a.
1992	34.6	37.0	43.2	64.4

出所：全国は国家統計局〔24, 1993年版, 609頁〕, 安徽省および滁州市は安徽省統計局〔13, 1989～93年版〕, 天長県は謝揚〔48, 426頁〕および筆者調査。

このように近年の天長県の食糧生産は、商品生産的な性格をきわめて強く持っている。しかも、第8表に大ざっぱな数字を示したように、天長県で買い付けられた食糧のほとんどは県外に販売されるのであって（安徽省全体としても買い付けられた食糧の半分以上が省外に販売されている）、天長県は典型的な食糧移出県としての特徴をも有している。第9表に示したように、天長県の食糧買付に占める国営食糧部門（食糧企業）のシェアは、流通が自由化される1992年に大幅に低下するものの、複線型流通システム期の1985～90年にはおおむね80～90%程度を維持していた。

第8表 天長県および安徽省の食糧流通概況

(単位：万トン)

	天 長 県	安徽省
総生産量	60	2,500
商品化量	30～35	1,000
県(省)外への流出	25～30(米・小麦)	500
県(省)外からの流入	5(大豆・トウモロコシ)	50

出所：筆者調査。

注：「原糧」単位。

第9表 天長県の食糧商品化量と食糧部門の買付シェア

(単位：万トン、%)

年	食糧商品化量	食糧部門買付量 およびシェア	その他買付量 およびシェア
1984	27.70	27.41(99.0)	0.29(1.0)
1985	24.73	21.70(87.7)	3.03(12.3)
1986	25.59	24.39(95.3)	1.20(4.7)
1987	27.89	21.65(77.6)	6.24(22.4)
1988	28.31	23.62(83.4)	4.69(16.6)
1989	32.98	26.81(81.3)	6.17(18.7)
1990	34.02	31.43(92.4)	2.59(7.6)
1991	n. a.	20.73(n. a.)	n. a.
1992	36.97	23.43(63.4)	13.54(36.6)

出所：商品化量：1984年は安徽省人民政府辦公庁〔12, 706頁〕, 85～90年は謝揚〔48, 426頁〕, 92年は筆者調査。食糧部門買付量：筆者調査。

注(1) 買付シェアは商品化量に占める割合。

(2) 「原糧」単位。

(2) 国営食糧企業の経営悪化

天長県食糧部門（食糧企業）の食糧買付を計画買付部分と計画外買付（協議買付）部分に分けてみたのが第10表である。この表によれば、天長県において食糧部門の協議買付が本格的に開始されるのは1986年のことであって、全国的な動向（前掲第3表参照）より1年遅れている。これは、1985年に契約買付を開始する際に、契約買付数量を意図的に多く商品食糧主産地に割り振ったという当時の政策⁽¹⁾と関係している。すなわち、天長県では計画買付（契約買付）量が多かったため、その任務を達成したのちに活発な協議価格経営を行う

第10表 天長県食糧部門の食糧買付の内訳

(単位：トン、%)

年	計画買付	協議買付	合計
1982	186,175(95.1)	9,690(4.9)	195,865
1983	230,300(95.6)	10,510(4.4)	240,810
1984	269,235(98.2)	4,890(1.8)	274,125
1985	212,340(97.8)	4,675(2.2)	217,015
1986	176,409(72.3)	67,463(27.7)	243,872
1987	143,212(66.1)	73,318(33.9)	216,530
1988	135,452(57.3)	100,793(42.7)	236,245
1989	141,233(52.7)	126,837(47.3)	268,070
1990 a	304,120(96.8)	10,206(3.2)	314,326
1990 b	83,334(26.5)	230,992(73.5)	314,326
1991	100,302(48.4)	107,010(51.6)	207,312
1992	129,653(55.3)	104,664(44.7)	234,317

出所：筆者調査。

注(1) 1982～84年の計画買付は統一買付と超過買付の合計。

(2) 1985, 88～89, 91～92年の計画買付は契約買付を指す。

(3) 1986～87年の計画買付は契約買付と委託代理買付の合計。

(4) 1990 aの計画買付は契約買付と特別備蓄用買付の合計。

(5) 1990 bは、特別備蓄用買付を計画買付から協議買付に移して、1990年の数字を組み替えた場合。特別備蓄用買付量は《中国商業年鑑》社〔52, 1992年版, X-153頁〕の公定価格買付のうち契約買付以外を特別備蓄用買付と見なした上で、これを「貿易糧」から「原糧」に換算して求めた。

(6) 「原糧」単位。

に足る余剰食糧が残らなかったのである。1986年と87年の2回に分けて契約買付数量が削減されることによって、天長県食糧部門はようやく本格的に協議価格経営を展開できるようになった⁽²⁾。

その後の協議価格経営の伸びは急速であり、1989年には食糧部門買付の約半分が協議買付となっている。契約買付された食糧は統制的なルートによって公定価格での配給にまわされるため、県の食糧部門として自主的な経営を行う余地はない。ところが、協議価格売買については、基本的に県の食糧部門（食糧企業）として独自の経営を許されており、自らの経営努力によって大きな利潤をあげることも可能であった。

第11表は、1993年7月における全国各都市の小麦粉自由市場価格を比べたものである。小麦の生産がほとんど行われていない南方の福建省や広東省と小麦の主産地である安徽省や江蘇省との間で、同じく大都市の自由市場であっても価格差がきわめて大きいことがよくわかるであろう。これを産地である天長県の農村自由市場における小麦の買付価格（小麦粉に換算）と比べるならば、

第11表 小麦粉自由市場価格の
地域間格差(1993年7月)
(単位：元/kg)

都 市 名	価 格
天長県仁和集鎮	0.80
合肥市（安徽省）	1.20
南京市（江蘇省）	1.30
上海市	1.40
福州市（福建省）	1.70
広州市（広東省）	1.90
天津市	1.30
大連市（遼寧省）	1.40

注(1) 仁和集鎮の価格は、同鎮の1993年7月における小麦の市場買付価格（0.68元/kg）を、歩留まり率85%として小麦粉の価格に換算したもの。歩留まり率の数字は《農業技術経済手冊》編委会〔39, 304頁〕による。

(2) 合肥市以下の価格は、1993年7月15日の各市自由市場における小麦粉（普通粉または標準粉）の小売価格（『中国物価』1993年第8期, 60頁）。

その価格差はなおさらである。もちろん絶対的な価格差の幅は年度や季節によって変動するが、表示したような地域間における自由市場価格の相対関係は一貫して存在した。したがって、天長県の食糧部門としては、協議価格販売の小麦の販路を遠方まで伸ばすことができれば、その分だけ大きな利潤をあげることが可能であった⁽³⁾。

天長県の食糧部門は、協議価格による食糧売買が量的に増大する過程で、小麦価格の高い南方各地に順次保管施設を持った販売拠点を設けた。われわれが調査を行った時点において、天長県食糧部門がこうした販売拠点を有する都市は、広東省汕頭市、同潮陽市、海南省海口市、浙江省温州市（龍港鎮）の4カ所にのぼり、福建省福安市にも間もなく設立するところにあった。以上は小麦の販売拠点としてであるが、さらに調査当時、今後売れ行きが伸びることが期待されるジャポニカ米およびもち米のための販売拠点を北京市に設けるべく交渉中とのことであった。1988～89年頃の協議価格食糧経営の粗利益率は天長県を含む滁州市の国営食糧企業の平均で20%に達した。

第12表は、天長県ならびに滁州市、安徽省の国営食糧企業の経営収支をみたものである。滁州市の数字は天長県を含む同市内の各県の国営食糧企業の経営収支の合計、同様に安徽省の数字は全省の国営食糧企業の経営収支の合計を表している。残念ながら天長県の1989年までのデータはえられなかったが、この表は安徽省全体として国営食糧企業が1983年から89年までの7年間連続して黒字経営にあったことを示している。滁州市の食糧企業は1989年に全体で5,000万元程度の黒字をあげているが、天長県が滁州市全体の食糧の移出量の5分の1程度を占めていることから類推して、同年の天長県食糧企業の黒字も1,000万元程度に達したのではないかと思われる。

安徽省の国営食糧企業が1989年まで黒字経営基調にあったのは、協議価格経営から利益があがったからであったが、1990年に一転して赤字に陥ったのはこの年に大規模な保護価格買付を行ったことと関係している。すでにみたように、中国政府は1990年の食糧市場価格の下落と農家「販売難」の発生に際して、各地の食糧部門に対して保護価格による無制限買付を行うように指示した。

第12表 国営食糧企業の損益

(単位：万元)

年	安徽省	滁州市	天長県
1982	-	n. a.	n. a.
1983	+ 1,400	n. a.	n. a.
1984	+ } 10,000	n. a.	n. a.
1985	+ }	n. a.	n. a.
1986	+ }	n. a.	n. a.
1987	+ 3,400	n. a.	n. a.
1988	+ 4,700	+	n. a.
1989	+ 12,800	+ 5,047	n. a.
1990	- 98,000	-	- 2,186
1991	- 115,000	-	- 2,989
1992	- 11,000	-	- 2,118
累積債務	- 264,700	- 61,600	- 9,366

出所：筆者調査。

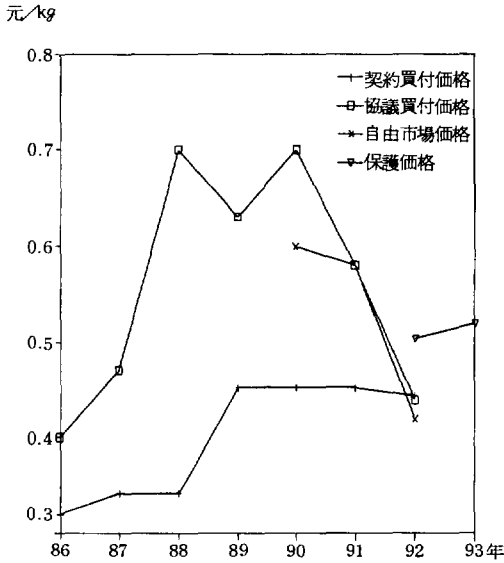
注(1) 財政補填後の損益。

(2) 累積債務は1992年末現在。

(3) 符号のみ記した年は、絶対額は不明であるが、利益(+)もしくは損失(-)が計上されていることを確認できる。

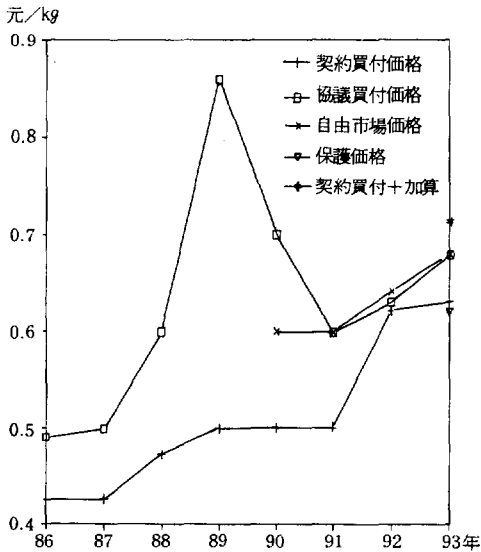
前掲第10表の1990年の欄から明らかなように、天長県食糧部門はこの年通常の市場価格による協議買付はほとんど行わず、22万トン程度と推定される保護価格による特別備蓄用の買付を行った。この年の食糧部門の買付シェアは、大量の保護価格買付を行ったために前年を10ポイント以上上まわり、4年ぶりに90%を超えた(前掲第9表参照)。農民の食糧が价格的に有利な食糧部門の買付に殺到したのである。

第8図および第9図は天長県の水稲(インディカ)と小麦の買付価格の動向をみたものである。1991～92(93)年において、協議価格と市場価格がほぼ一致しているのに対して、1990年のみ協議価格が大きくかけ離れて高い水準にあることがわかる。本来、協議価格は市場価格に準じて決定されるものであり、1991～92(93)年の事態が正常なのである。1990年の協議価格はすなわち保護価格の水準を表している。



第8図 天長県の水稲買付価格

出所：1986～91年は謝揚〔48, 426頁〕, 1992～93年は筆者調査。



第9図 天長県の小麦買付価格

出所：1986～91年は謝揚〔48, 426頁〕, 1992～93年は筆者調査。

保護価格買付を行った結果、天長県の食糧部門はいかなる問題をかかえたのであろうか。謝〔48, 425, 447頁〕によれば、1991年9月末現在の天長県食糧部門の食糧在庫31万2,000トンのうち特別備蓄食糧は80%にも達した。特別備蓄食糧の買付、保管の実施にともなう食糧部門への貸付金は、同県の銀行貸付残高の48%にも達した。これら貸付金のうち、天長県食糧部門が負担しなければならない部分だけでも6,742万元に達した。これは、当時協議価格経営用の回転在庫をわずか1万6,000トンしか持たなかった天長県食糧部門にとって、協議価格売買による利益によってはとうてい埋め合わせできない巨額な負担であった。しかも、管理権限が中央政府（国家食糧備蓄局）にあり県食糧部門の判断で売り買いできない大量の特別備蓄食糧が県の倉庫を占有しているとすれば（実際には常時備蓄食糧の買い換えが行われるにしても、その絶対量が減らなければ）、天長県食糧部門として利益をあげうる協議買付食糧用にさける倉庫のスペースが減るということにもなりかねない。

その後1992年末には、天長県食糧部門（食糧企業）の累積赤字（銀行の帳簿上に食糧企業の不良債務として累積した額）は9,366万元に達した。食糧部門は、これらの債務の大部分は保護価格買付など政府の食糧流通政策を行うために借り入れたものであり、政府が財政的に補填すべきものだと考えており、自ら返済する意志はない。食糧部門の累積赤字は安徽省全体では26億4,700万元に達するが、省食糧部門はこのうち92.8%を政策の実施にともなう損失とみなしており、食糧部門自身に責任がある経営的な損失は7.2%しかないとしている⁽⁴⁾。

保護価格買付は、食糧価格の下落に対して中央政府が農民保護の見地から発動したものであるが、その実施に必要な経費を中央財政からはほとんど支出せず、負担を実際に保護価格買付を行う地方の政府に転嫁した。ところが、一般に食糧主産地の財政基盤は脆弱であり⁽⁵⁾、必要経費が地方財政からも支出されないまま、保護価格買付実施に必要な資金がとりあえず銀行（県農業銀行）から県食糧企業への貸し付けという形で支出されたのであった。

その大部分が保護価格買付に起因する天長県食糧企業の累積赤字9,366万元

(1992年末)は、同企業の返済能力をはるかに超越している。かりに天長県食糧企業が純粹な意味での企業であれば、この時点ですでに破産していたであろう。あるいは、そもそも純粹な企業であれば、費用負担関係が不明瞭な保護価格買付政策を引き受けて実行するはずもない。このことは、中央政府のスローガンにもかかわらず、食糧部門における政府と企業の分離(「政企分開」)が実態として全く進行していないことを表している。

同様なことは、食糧部門に対して多額の貸し付けを行った農業銀行についても当てはまるのであって、商業銀行化を進める過程で高い利回りを求めて郷鎮企業貸付を増やし農業貸付を削減することがあるかと思えば、政府の指令があればこうした返済の可能性の低い買付資金の貸し付けを行ったりもする。中国の経済改革における政府と企業の分離あるいは国営企業の改革というテーマはきわめて複雑であり、これ以上深入りはできない。ここでは保護価格買付という政策がまがりなりにも実施できた背景に、国営食糧企業(食糧部門)や農業銀行の企業改革の不徹底という要因があることを指摘しておけば充分であろう。

いずれにしろ、1990年の保護価格買付は、政策遂行に必要な費用の負担関係が不明瞭なまま、政策だけが一人歩きして大量の食糧買付が行われてしまった。費用負担は最終的には実際に買付を行った国営食糧企業に転化され、食糧産地の国営食糧企業の銀行に対する膨大な債務として現在もお放置されたままになっている⁽⁶⁾。国営食糧企業の「政府」としての役割に起因する巨額な債務は、「企業」としてのその経営に大きな重荷となっている。こうした状況において、食糧流通の自由化が行われた。

注(1) 池上〔2, 94ページ〕, 謝〔48, 427頁〕。

(2) 天長県の契約買付割当量は1985年には22万5,000トンであり、1987年以降は13万7,000トンであった。

(3) 中国の貨物運賃は近年たびたび引き上げられているが、1988年頃の運賃表によれば、南京-広州間の貨車積み食糧1トンの運賃は25.8元、すなわち1kgにつきわずか0.0258元にしかならない(李〔35, 163頁〕)。これに比べて地域間の食糧価格差がいかに大きいかよくわかるであろう。

- (4) 農業部赴安徽省蹲点調査組〔38, 13頁〕。なお、1991年末時点での安徽省食糧部門の累積赤字は、湖北省、湖南省、黒龍江省、吉林省に次いで全国で5番目に多かった。安徽省の上位にある省のすべてが、安徽省同様に重要な食糧主産地である。
- (5) たとえば、安徽省財政の累積赤字は1992年末現在で11億7,800万元に達し、省内の72県(市)の財政も70%以上が赤字であった。さらに省の財政支出の80%以上が「人頭費」(職員の人件費等)であり、生産的な支出に用いられる部分は20%に満たなかった(農業部赴安徽省蹲点調査組〔38, 11頁〕)。
- (6) 中央政府は保護価格政策の実施にともなう国営食糧企業の累積赤字の処理の仕方について何ら具体的な指示を出していない。ただ今後保護価格買付を行う場合に必要となる費用については、新しく「食糧危険基金」を設けて、そこから支出しようと言っているだけである。なお、広東省政府は1992年の食糧流通改革に関する通知の中で、それまでの政策的な原因にもとづく食糧企業の債務については、地方財政(省・市・県の各レベルを含むと思われる)が分割して徐々に補填するとしており、債務返済前の利子についても地方財政が負担するとしている(広東省人民政府〔20, 16頁〕)。広東省は工業が発展しており地方財政が豊かなのでこうした処理方式をとれたが、安徽省のような農業省においてもこうした方式が可能であるとは限らない。

(3) 流通自由化後の国営食糧企業の経営

複線型流通システムの時代に活発な協議価格経営を行い利益をあげた天長県食糧部門は、保護価格買付の実施によって大きな赤字を背負い込むことになった。これは、食糧部門が二重に持つ性格のうち「政府」としての機能が発揮されたことによるものであった。他方、食糧部門は天長県で食糧流通の自由化がすすむ1992年以降、食糧買付において「企業」としての性格を強く表すようになってきている。ここでは、流通自由化後の国営食糧企業の食糧買付に焦点をあてよう。

安徽省が正式に食糧契約買付価格の自由化等の改革を実施するのは1993年4月のことであるが、天長県では事実上1年早い1992年にこの改革を実施した。これは、隣接する江蘇省南部地区が1992年に食糧価格の自由化を行ったため、食糧流通上のつながりの強い天長県としてはこれに追随する必要があるためである。

食糧契約買付価格が自由化された1992年から、安徽・江蘇両省境に隣接する天長・来安(以上安徽省)、六合・儀徵・揚州・高郵・金湖・盱眙(以上江蘇

省)の8県(市)の国営食糧企業は、年2回小麦と米の買付期の前に、お互いの契約買付価格を相談して決定することにした。これは一種の談合価格であるが、この際に参考にするのはこの地域の自由市場の相場であり、基本的には市場メカニズムによって価格決定がなされていると考えられる。なお、これらの8県(市)の間での契約買付価格の差は1キログラムにつき0.02元程度とのことであったが、これは天長県内の調査村と隣接する揚州市との間での自由市場価格の差とも一致している。

1992年には、中央政府の買付政策によれば米・小麦の契約買付価格は大幅に引き上げられるはずであった。前掲第8図の保護価格(1992年)がこの価格に相当するが、天長県食糧部門はこれを実施せず、上述の談合にもとづく低い契約買付価格を公布した。この点については、食糧部門の資金不足のために高い契約買付価格を実施できなかったという説明もできる(中央政府が定めた契約買付価格を実施することによって生じる損失を財政が補填するという保証があれば事態は変わったかもしれない)が、自由市場価格が下落する中で、より低い契約買付価格によっても充分に買付を行いうるという判断があったとも考えられる。

前掲第9図によれば、天長県の小麦の契約買付価格はこの年大幅に引き上げられており、この引き上げ幅は中央政府の決定とも一致している。ここで、なぜ小麦については中央政府の価格決定が守られ、米については守られなかったのかという疑問がわくが、小麦についても米同様に自由市場相場を参考にして契約買付価格を決めた(もしくは同じことであるが中央政府の公定価格がこの地域の自由市場相場と大差なかったのでそれを採用した)と考えれば理解できる。

さらに、1993年の小麦契約買付価格の水準についても興味深い事実を指摘できる。すなわち第9図によれば、この年の天長県の契約買付価格の水準(1キログラム0.63元)は自由市場価格の水準(0.68元)より大幅に低い。このことは、自由化後の契約買付価格の水準が自由市場相場によって決定されているというここまでの叙述に反するよう思われるが、そうではない。ここで思い出

してもらいたいのは、契約買付の奨励策である「三結合」政策の実施方式がこの年から現金支給に変わったという点である。

国务院〔30, 101～102頁〕によれば、「三結合」奨励策の現金支給額は小麦1キログラムにつき0.084元（うち中央財政の負担分0.057元，地方財政の負担分0.027元）とされている。この分を全額契約買付価格に上乗せすれば，農家が国营食糧企業から受け取る金額は0.714元（0.63元+0.084元）となり，自由市場価格を上まわる。もし地方財政負担分の0.027元はすでに国营食糧企業が公布した契約買付価格に含まれているとみなして，中央財政負担分の0.057元だけを契約買付価格に上乗せすれば0.687元（0.63元+0.057元）となり，この場合はほぼ自由市場価格と一致する⁽¹⁾。

このように価格自由化後の契約買付価格が自由市場相場を参考に決定されるようになったことによって，産地の食糧価格は複線型流通システム時代の「一物二価」（契約買付価格および自由市場価格＝協議買付価格）から「一物一価」に変わった。

なお，唐〔42, 36頁〕は河南省について，小麦の1993年の契約買付価格が自由市場価格より低く，「三結合」政策の価格上乗せ分を加えてようやく自由市場価格並みになるという，天長県と同様な事例を紹介している。この論文の中で唐は，契約買付価格は本来自由市場価格並みに決定されるべきであり，「三結合」政策の現金支給額はさらにこれに上乗せされるべきだとして，河南省の国营食糧企業の行動を批判している。たしかに，中央政府の政策理念としては唐のいうとおりであろう。ところが，産地市場において「一物一価」が成立していれば，国营食糧企業は契約買付価格として自由市場並みの価格を提示するまでもなく，これから「三結合」政策の現金支給額を引いた価格を提示できれば，十分に農家からの買付を行えるのであって，国营食糧企業が企業（最大利潤を追求する通常の意味での企業）として行動するのであれば，むしろこうした低い価格を提示するのが当然ともいえるのである。

ところで，指令性計画（直接統制）でなくなったあとの食糧契約買付の農民にとっての履行義務はどの程度のものなのであろうか。この点について，天長

県の農村幹部は「農民にとって契約買付の履行義務は、自由市場価格が契約買付価格より高いときには消滅し、自由市場価格が契約価格より低くなったときに出現する」という説明をしている。つまり、農民は常により価格の高い相手に売るのであり、形式的には契約買付の割当はあるが、実質的な拘束力は弱いということである。

それでは、契約買付が直接統制からはずれたことの食糧部門にとっての意義はどのような点にあるのであろうか。契約買付が直接統制の対象とされた時期には、この部分の食糧経営にともなう赤字は国家が補填するというたて前であり、天長県においても毎年数百万元程度の財政補填がなされていた（実際には支給される補填額だけでは赤字を埋めるのに充分ではなかったが、少なくとも政策のたて前としては全額補填されるべきものである）。ところが、天長県食糧部門によれば、1993年以降においては食糧経営にともなう一切の財政補填は廃止された。

これに対して、天長県食糧部門は、直接統制時代の契約買付食糧の管理権限は国家にあり、現在は国営食糧部門（食糧企業）にあるという理解をしている。直接統制時代には、契約買付食糧について公定価格での県外への移出義務があったが、今後はこれはなくなった。どこに売ろうがいくらで売ろうが食糧部門の勝手であり、もちろん利益をあげてもよい。すなわち、一言でいうならば従来の協議買付と同じだというのである。上にみた契約買付価格の決定の仕方、天長県食糧部門が直接統制廃止後の契約買付を事実上協議買付と同じものと考えていることを表している。

天長県の事例から判断するかぎり、国家の直接統制でなくなった契約買付は、農民にとっても食糧部門にとっても完全に行政指令的な任務としての意味を失ったかにみえる。今やそれは実態として協議買付と変わらないものになってしまった。従来の協議価格売買が食糧部門にとって「企業」としての活動領域であり、流通システム的には市場流通システムとしての性格を持っていたことを考えるならば、今次改革後の天長県の食糧流通過程は全面的に市場（自由）流通システムに委ねられたとあってよいのである。

最後に天長県における保護価格買付についてみておこう。すでに述べたように、天長県では1990年に大量の保護価格買付を行うことによって食糧部門が大きな赤字を背負った。ところが、1992年の水稲買付においては国家の定めた契約買付価格（当時この価格が自由市場価格より高かったことからすれば保護価格としての性格をも有する）を実施せず、自由市場相場での買付を行った。企業化を進める食糧部門とすれば、必要経費が財政的に補填される保証のない価格政策は行えないということである。1993年には中央政府が2月に保護価格の水準を決定、公表している。この水準は第8図・第9図に示したとおりである（水稲は中季インディカの保護価格を適用）。小麦については、すでに検討したように、天長県では1993年には自由市場価格も契約買付価格も中央政府が定めた保護価格の水準を超過しており、保護価格買付という問題は発生しえない。

水稲については、われわれが調査をした時点ではまだ天長県の契約買付価格の決定はなされていなかったが、県食糧部門の説明によれば、中央政府の規定では契約買付価格は必ず保護価格より高くなければならないということである。すなわち、自由市場価格の水準が中央政府の定めた保護価格より下落した場合には、契約買付価格は自由市場相場によってではなく保護価格の水準によって決定されなければならないというのである。言うまでもなく、これこそが中央政府の考えている価格の間接統制の内容であるが、問題は誰がこの場合の価格維持の費用を負担するかということである。1992年の天長県の事例が示しているように、経営の企業化を進める食糧部門は、保護価格の発動が要請されても費用負担の問題が解決されない限り、それを実際に行わない可能性が小さくないからである。

中央政府の方針によれば、保護価格買付に必要な資金は食糧危険基金を作り、そこから支給するということであった。ところが実際には、食糧危険基金の設立は、1993年11月段階においてもなお財政部が関係部門とともに実施細則を検討中という段階にあり⁽²⁾、1993年の水稲の収穫期には間に合わなかった。1993年の水稲買付価格は全国的に急上昇し、第3四半期の全国平均の水稲

買付価格は前年同期比でインディカが23.2%、ジャポニカが18.1%上昇したと伝えられる⁽³⁾。こうした価格動向が天長県にも当てはまるとすれば、食糧部門にとっては幸いなことに、水稻についても保護価格買付を実施すべき局面は発生しなかったと思われる。

しかしながら、食糧危険基金の設立が遅れており、かりに設立されても金額的に充分であるのかどうか、また実際に資金を支出する際に各地にどのように配分するかなど運用上の問題も少なくないと予想される中では、食糧主産地における価格の間接統制（保護価格買付）にかかわる費用負担問題の再度の発生の可能性は、1994年以降に先送りされただけでしかないとも言えるのである。

注(1) なお言うまでもなく自由市場価格は常時変動しているものであり、契約買付価格がある時点のそれと一致していることを言ってもあまり意味はない。ここでは、自由化後の契約買付価格が自由市場相場を参考にして決定されているということが確認できれば充分である。

(2) 『中国通信』1993年11月15日。

(3) 馬・雛〔37, 6頁〕。

(4) 食糧流通の多線化

最後に、天長県における国営食糧企業以外の食糧流通主体の動きをみておこう。前掲第9表から明らかなように、天長県における国営食糧部門の買付シェアは、同県の事実上の食糧流通自由化初年である1992年に劇的に下がっている。第13表は1992年における業態別の買付量をみたものである。単独では供銷合作社（購買販売協同組合）が国営食糧企業に次ぐ大きな食糧流通主体であり、業態としては個人または民間の食糧企業のシェアが高いことが見てとれるであろう。

このうち、供銷合作社は国営食糧企業を除けば、天長県における最も重要な食糧流通主体である⁽¹⁾。すなわち、天長県の供銷合作社は1984年から食糧流通に参入し、同年の買付量は約4,000トンであったが、その後急速に買付を増やし、1992年の買付量は3万3,500トン（第13表による。供銷合作社の説明で

第13表 天長県の業態別食糧買付量（1992年）

（単位：トン、％）

業 態	買 付 量
国営食糧企業	234,317(63.4)
供銷合作社	33,523(9.1)
その他の国営商業企業	11,706(3.2)
個人商人または民間食糧企業	60,688(16.4)
自由市場における農民の直接販売	16,767(4.5)
その他	12,711(3.4)
合 計	369,712(100.0)

出所：筆者調査。

注。「原糧」単位。

は4万トン）に達している。供銷合作社は、農村部に自らの食糧買付機構を有するほか、食糧倉庫や精米所も備えている。大量の買付を行う供銷合作社の買付価格の水準は、天長県の食糧市場相場を決める重要な要素となっている。

供銷合作社の説明によれば、供銷合作社は自身が直接農民から約4万トンの食糧を買い付けるほかに、県の食糧部門からも約4万トンの食糧を買い付け、合わせて約8万トンを県外に販売（転売）しているということであった。この点について食糧部門からの裏付けはとれなかったが、事実とすれば供銷合作社の県外販売は天長県の食糧移出量の30％前後にも達することになる。供銷合作社の食糧県外販売先としては、江蘇省・浙江省・福建省が多く、国営食糧企業に比べると販売先との距離が相対的に短いという特徴がある。また、取り引き先としては供銷合作社は少なく、むしろ国営食糧企業が多い（このことは供銷合作社が農村部の流通機構であり消費地には販売網を持たないということと関係しているのであろう）。なお、固定的な販売先は少なく、単発的な取り引きが多いということであった。

企業の登記や営業許可証の発行を行う行政部局である工商行政管理局によれば、天長県では食糧流通自由化後、食糧部門以外の国営企業や集団所有制企業、私営企業、個人などの食糧流通への参入が相つぎ、登記企業（個人を含

む)は自由化前の4倍の350数社(戸)となった。また、食糧部門の調査によれば、流通自由化後の食糧流通業者(個人を含む)の数は600社(戸)に達するとのことであった。食糧部門調査は未登記業者を含むから、実態としては後者の数字に近いものと思われる。この大部分は小規模な個人業者である。1992年における国营食糧企業の買付シェアの低下は、主にこうした新規の参入業者によって蚕食されたものである。

一方、個人業者の食糧経営は取り扱い量が小規模であり、交易範囲も狭い。彼らは一般に固定的な買付施設を擁せず、農家の庭先に出向くか、収穫期に臨時に自由市場に店を構えるかして食糧を買い付ける。個人業者は保管施設を有さないから、買い付けた食糧はただちに県内または隣接する江蘇省に販売(転売)する。天長県の中でもとくに江蘇省境に近い調査村では、隣接する江蘇省揚州市の自由市場価格が地元の自由市場価格より1キログラムにつき0.02元(3%)あまり高く、これだけの価格差があれば量さえ集まれば充分商売になるとのことであった。これとは逆に、この価格差を利用するために、江蘇省から天長県に買付に来る個人業者もいる。この中には最初から江蘇省の食糧企業の依頼を受けた仲買人もいるとのことである。

今後の問題としてただちに思いうかぶのは、国营食糧企業が引き続き買付シェアを下げて、多くの食糧流通主体の一つにすぎない地位まで落ち込むのか、それともいくらかシェアを下げるにしても引き続き食糧流通の幹線的なルートとしての地位を守るのかということである。

中国では野菜や肉、卵、水産物などの生鮮食料品について、1980年代半ばまでに次々と流通を自由化した結果、現在ごく一部の大都市を除いて、国营商業部門の取り扱い量は皆無に近くなってしまった。もちろん、交通手段や冷蔵施設が未発達な中国において市場圏が狭く取り引き単位も小さくならざるをえない生鮮食料品と、長距離輸送や長期保存も可能な食糧とは同列に取り扱えないにしても、同様な事態が発生しないという保証はない。現に、流通の自由化後各地で国营食糧企業の食糧取り扱いシェアの低下が指摘されている⁽²⁾。

他方、国营食糧企業が一定のシェアを維持するであろうと考えるべき理由も

ある。第一に、中国は国土が広く地域間の食糧市場価格の差がきわめて大きい。ところが、天長県の事例では食糧の遠隔地取り引きを本格的に行っているのは国营食糧企業と供銷合作社だけであり、遠隔地に固定的な販売拠点を持っているということに限定すれば国营食糧企業だけである。これは、比較的取り引き単位が大きい食糧の遠隔地取り引きにおいては、少なくとも現時点では、在庫能力や輸送手段（とくに鉄道貨物）の確保能力、市場開拓力や信用力において国营食糧企業が優位にあることを表している。今後、地場市場や近距離間取り引きにおいて、生鮮食料品同様に民間流通業者のシェアが高まることがあっても、遠隔地取り引きを確保することによって国营食糧企業が引き続き一定のシェアを維持するというシナリオはありえないものではない。

第二に、国家が国营食糧企業に対して食糧価格の間接統制を行う政府の代理人としての役割を期待しているとすれば、今後国营食糧企業の流通シェアが急激に低下するような事態が発生した際に、政策的にこれを支援することによって一定以上の流通シェアを維持させるという展開もありえないではない。とくに、1990年の天長県の例がそうであったように、保護価格買付の実施は一時的には必ず国营食糧企業の買付シェアを引き上げることになる。

国营食糧企業が一定の流通シェアを維持するかもしれないとする以上二つの理由のうち、第一は国营食糧企業が「企業」として生き残る可能性を想定している。これに対して、第二のケースは「政府」としての性格を守るためにシェアを維持させるということであり、経営内容的にはかえって悪化していることも考えられる。いずれにせよ、ここで指摘しておきたいのは、国营食糧企業が今後どのようなかたちで発展（衰退）するかは、国营食糧企業自身の競争力や経営努力にかかっているのみならず、政府の食糧流通政策のいかんにも大きく関係しているということである。そして、そのことは結局のところ、中国の国营食糧企業が改革後も「企業」と「政府」という二重の性格を有していることによるのである。

注(1) 高〔17, 905～906頁〕によれば、全国的にみても、供銷合作社は一般に国营食糧企業に次ぐ大きな食糧流通主体である。

(2) たとえば籬〔55〕, 何・江〔33〕。

4. おわりに

本稿は、農業改革後の中国における食糧流通システムの転換をとりあげ、全国的な政策の動向および食糧主産地における事例を参考にして分析した。その結果明らかになった点は次のとおりである。

第一に、全体としてみるならば、中国の食糧流通システムは、改革前の直接統制システムから、1985年以降の複線型流通システム（直接統制システムと市場システムとの並列的結合）を経て、1992～93年以降市場流通システムを前提にした間接統制システム（市場流通システムと間接統制システムとの重層的結合）の段階に移行しつつある。

第二に、複線型流通システムは、同一の商品の流通過程を直接統制部分と市場部分に分割しようとするものであり、流通システムとしては不安定であった。直接統制（契約買付）価格が市場価格より低いときには、たえず直接統制部分に買付困難の問題が生じた。他方、安徽省の事例によれば、国营食糧企業は市場価格上昇（需給逼迫）期には市場流通（協議価格経営）部分において大きな商業的利潤をあげることが可能であった。

第三に、1990年以降における食糧特別備蓄制度と食糧卸売市場制度の成立は、食糧流通を間接的に統制しうる抽象的な可能性を国家に与えた。このことと1991～92年における配給価格の大幅な引き上げが、食糧直接統制の撤廃と食糧流通・価格の市場化を可能にした。

第四に、1990年における保護価格買付の実施は、価格の間接統制を通じて農民保護を行ったという意味で画期的な意義があると思われるが、本稿との関係で述べるならば、その実施に必要な経費が中央政府によっても地方政府によっても負担されず、食糧主産地の国营食糧企業の経営の悪化という問題を招いてしまった。

第五に、1990年の保護価格買付にともなう経費負担のきわめてあいまいな処理方式、すなわち形式的には国营食糧企業の銀行債務として記録されながら、国营食糧企業自身は政府の指示で行ったこととして返済の意志がなく、銀行も厳しく返済を求めないという状態は、国营食糧企業および農業銀行の「政企分開」（行政と企業の分離）が全く不徹底であることを表している。

第六に、市場流通システムを前提にした間接統制システム（市場流通システムと間接統制システムとの重層的結合）という新しい流通システムについては、なお成立の過程にあり、流通システムとしての評価を試みる段階にないが、今後焦点となるであろう点は、第一に国营食糧企業のシェアが下がるかどうか、第二に間接統制（保護価格買付、最高限界価格販売、特別備蓄制度）を行う場合の経費負担がどのように処理されるかであろう。

他方、中国の食糧流通に関して、本稿で充分に取り上げられなかった点あるいは充分に解明できなかった点も少なくない。

第一に、改革後の所得上昇によって「量から質へ」とも総括すべき食糧需要構造上の変化が生じている。このことが配給食糧から自由流通食糧への消費の代替をもたらし、配給制撤廃のためのひとつの条件となったことは、本稿でも指摘したとおりである。1990年代に入り、中国の食糧生産が全体として過剰基調におちいる中で、インディカ系ハイブリッド品種の滞貨が深刻化する一方、ジャポニカ米の売れ行きは堅調であるなど、多様化する食糧需要が流通過程に与える影響もいよいよ複雑化しつつある。今後は、こうした需要サイドの要因をいっそう取り入れる形で研究の深化をはかる必要があるであろう。

第二に、食糧管理政策の立案と実行はそのほかの多くの政策領域と関係している。中でも財政・金融政策との関連が深いが、この点についても本稿では問題点の断片的な指摘という以上のことができなかった。とくに、国营食糧企業が農業銀行からの貸付金によって食糧買付を行うという改革前からの制度に関し、国营食糧企業および農業銀行の「政企分開」（行政と企業の分離）が進行する中で、両者が「企業」として行動することによって、食糧買付資金のより有利な用途への流用という問題が発生しているように思われるが、このメカニズ

ムの解明は残された大きな課題である。本稿が分析した1990年の保護価格買付資金のあいまいな処理にみられるように、両者には「政府」として機能する局面もあり、「政企分離」の過渡期において発生する問題はきわめて複雑である。

第三に、1980年代半ば以降の食糧管理制度の改革をめぐる、食糧管理経費の負担をめぐる中央政府と地方政府、生産地政府と消費地政府との対立が引き起こされているように思われるが、この点も本稿ではほとんど取り上げられなかった。今後の課題として問題点の大筋のみ指摘しておく、1980年代後半において、それまで中央政府がすべて負担していた食糧管理経費の増額分の一部を地方政府に転嫁する動きが出る。この場合の経費負担の転嫁は食糧生産地に重かったから、生産地政府の不満が高まった。他方、1992～93年に開始された改革は、今後とくに「食糧危険基金」の運用をめくり、生産地政府と消費地政府との対立をもたらすことになりそうである。

第四に、天長県における実態調査は、国营食糧企業の経営行動の解明に集中しており、個々の農家の具体的な食糧販売行動や国营食糧企業・供銷合作社以外の多様な流通ルートを通じた物流の解明はほとんど行えなかった。こうした点については、今後さらに中国国内での実態調査を積み重ねることによってしか明らかにできないと思われるが、残された課題である。

最後に、中国の食糧流通システムに関する理解を深めるために、今後われわれが取り組むべきだと思われるのは、日本の食糧流通システムとの比較研究という視点からの分析である。本稿がとりあげた中国の食糧管理制度の改革過程において発生した現象、たとえば「過剰」問題の発生、食糧赤字の膨張、複線型流通システムの成立などは、経済発展段階が大きく異なるにもかかわらず、わが国の食糧管理制度の変質期において発生した現象ときわめて類似していることは、今さら指摘するまでもない（わが国については佐伯〔4〕、〔5〕参照）。両国においてなぜこのように類似した現象が発生するのかを検討することは、中国の食糧流通システムを研究する際に（おそらくわが国の食糧流通システムの研究を行う際にも）大きなインプリケーションがあると思うのである。

〔参 考 文 献〕

- 〔1〕 池上彰英「農産物流通問題」(日中経済協会編『1987年の中国農業』, 日中経済協会, 1988年), 108～129ページ。
- 〔2〕 池上彰英「食糧の流通・価格問題」(阪本楠彦・川村嘉夫編『中国農村の改革』, アジア経済研究所, 1989年), 75～117ページ。
- 〔3〕 内田知行「戸籍管理・配給制度からみた中国社会」(毛里和子編『毛沢東時代の中国』, 日本国際問題研究所, 1990年), 258～290ページ。
- 〔4〕 佐伯尚美『米流通システム』(東京大学出版会, 1986年)。
- 〔5〕 佐伯尚美『食管制度』(東京大学出版会, 1987年)。
- 〔6〕 菅沼圭輔「中国の食糧需給と食糧買付制度の改革」(『中国研究月報』第46巻第11号, 中国研究所, 1992年11月), 16～30ページ。
- 〔7〕 菅沼圭輔「食糧管理制度と流通改革」(日中経済協会編『1992年の中国農業』, 日中経済協会, 1993年), 71～122ページ。
- 〔8〕 菅沼圭輔「穀物の流通」(食品流通システム協会編『1992年度食品流通技術海外協力事業報告書——中国編——』, 食品流通システム協会, 1993年), 50～79ページ。
- 〔9〕 山内清「中国の食糧合同定購制」(『鶴岡工業高等専門学校研究紀要』第23号, 1988年), 33～44頁。
- 〔10〕 山内清「『合同定購』制の中国食糧経済」(『鶴岡工業高等専門学校研究紀要』第26号, 1991年), 75～88頁。
- 〔11〕 安徽省滁県地区行政公署統計局編『滁県地区統計年鑑』1991年版(中国統計出版社, 1991年)。
- 〔12〕 安徽省人民政府辦公室編『安徽省情(1949—1984)2』(安徽人民出版社, 1986年)。
- 〔13〕 安徽省統計局編『安徽統計年鑑』1989～93年版(中国統計出版社, 1989～93年)。
- 〔14〕 白美清「積極穩妥地推進糧食流通体制改革」(《中国商業年鑑》社編『中国商業年鑑』1992年版, 中国商業年鑑社, 1992年), 1—2～5頁。
- 〔15〕 鄧一鳴「糧食經營市場化過程中的政策偏差」(『中国農村經濟』1993年第1期), 35～38頁。

- [16] 高小蒙「談等價交換的糧食購銷“雙軌制”」(李國都編『發展研究』,北京師範學院出版社,1990年),684~693頁。
- [17] 高小蒙「中國糧食購銷體制的現狀與改革」(李國都編『發展研究』,北京師範學院出版社,1990年),899~914頁。
- [18] 高小蒙「1988年糧食購銷體制改革的啓示」(李國都編『發展研究』,北京師範學院出版社,1990年),1007~1014頁。
- [19] 廣東年鑑編纂委員會編『廣東年鑑』1989年版(廣東人民出版社,1989年)。
- [20] 廣東省人民政府「關於改革糧食購銷管理體制問題的通知」(『廣東政報』1992年第3期),15~16頁。
- [21] 郭今吾編『經濟大辭典·商業經濟卷』(上海辭書出版社,1986年)。
- [22] 國家經濟體制改革委員會分配體制司價格處「1991年糧油價格改革取得成功」(國家經濟體制改革委員會編『中國經濟體制改革年鑑』1992年版,改革出版社,1992年),415~417頁。
- [23] 國家經濟體制改革委員會流通體制司市場和商業體制處「糧食流通體制改革邁出了新步伐」(國家經濟體制改革委員會編『中國經濟體制改革年鑑』1992年版,改革出版社,1992年),445~447頁。
- [24] 國家統計局編『中國統計年鑑』1981年版(香港經濟導報社,1982年),1983~93年版(中國統計出版社,1983~93年)。
- [25] 國家統計局貿易物價統計司編『中國貿易物價統計資料1952—1983』(中國統計出版社,1984年)。
- [26] 國家統計局貿易物價統計司編『中國商業外經統計資料1952—1988』(中國統計出版社,1990年)。
- [27] 國務院「關於加強糧食購銷工作的決定」(『中華人民共和國國務院公報』1990年第15號),553~557頁。
- [28] 國務院「關於提高糧食統銷價格的決定」(『中華人民共和國國務院公報』1992年第7號),197~200頁。
- [29] 國務院「關於加快糧食流通體制改革的通知」(『中華人民共和國國務院公報』1993年第3號),90~94頁。
- [30] 國務院「關於改進糧棉“三掛鉤”兌現辦法的通知」(『中華人民共和國國務院公報』1993年第3號),101~102頁。
- [31] 國務院「關於建立糧食收購保護價格制度的通知」(『中華人民共和國國務院公報』1993年第3號),103~104頁。

- [32] 国務院辦公室・中共中央宣伝部「提高糧食流通統銷價格的宣伝提綱」(『中華人民共和國國務院公報』1992年第7号), 201~205頁。
- [33] 何加正・江夏「安徽農村採訪記」(『人民日報』1993年9月14日), 1, 3頁。
- [34] 李希榮・董一曼・孫梅君「湘鄂兩省糧食流通体制改革情况的調查」(『中国農村經濟』1993年第2期), 45~48頁。
- [35] 李京文編『中国交通運輸要覽』(經濟科学出版社, 1989年)。
- [36] 劉笑然「建立糧食儲備調節体系 增強国家宏觀調控能力」(『農業經濟問題』1992年第9期), 47~50頁。
- [37] 馬曉明・羅文輝「今年農產品收購價格大幅上漲」(『中国物価』1993年第11期), 6~8頁。
- [38] 農業部赴安徽省蹲点調查組「從農業大省看農村政策的制定和執行」(『中国農村經濟』1993年第9期), 8~17頁。
- [39] 《農業技術經濟手冊》編委会編『農業技術經濟手冊(修訂本)』(農業出版社, 1984年)。
- [40] 商業部・農業部・財政部・国家經濟体制改革委员会・国務院發展研究中心・国家工商行政管理局・国家物価局・国家稅務局「關於試辦鄭州糧食批發市場的報告」(『中華人民共和國國務院公報』1990年第17号), 660~661頁。
- [41] 商業部商業經濟研究所編著『新中国商業史稿(1949-1982)』(中国財政經濟出版社, 1984年)。
- [42] 唐仁健「糧食走向市場的制度障碍及改革对策」(『農業經濟問題』1993年第11期), 36~40頁。
- [43] 唐仁健・黃延信「政策好 落實難—国家糧食產銷政策落實情况的調查」(『中国農村經濟』1993年第6期), 3~7頁。
- [44] 天長県地方志編纂委员会編『天長県志』(社会科学文献出版社, 1992年)。
- [45] 童宛生・羅向群編『中国改革全書(1978-1991) 價格体制改革卷』(大連出版社, 1992年)。
- [46] 王春林・孫自鐸「当前糧食供給面臨的問題与对策」(『中国農村經濟』1991年第9期), 35~39頁。
- [47] 肖九祥編『糧食知識主冊』(中国經濟出版社, 1989年)。
- [48] 謝揚「重構国家管理農業的組織形式—安徽省天長県農業社会化服務体系調查」(王郁昭編『偉大的戰略措施—十一省(自治区)十三県(市)農業社会化

服務体系調査研究』,北京農業大学出版社,1993年),415~474頁。

- [49] 葉貞琴「对我国糧食政策的回顧与展望」(『農業經濟問題』1992年第3期),13~18頁。
- [50] 張光前「国营糧食部門走出困境的經營戰略」(『財實經濟』1992年第7期),58~60頁。
- [51] 《中国商業年鑑》編輯部編『中国商業年鑑』1988年版(中国商業出版社,1988年)。
- [52] 《中国商業年鑑》社編『中国商業年鑑』1989~92年版(中国商業年鑑社,1989~92年)。
- [53] 《中国物価年鑑》編輯部編『中国物価年鑑』1989~91年版(中国物価出版社,1989~91年)。
- [54] 中国鄭州糧食批發市場編『中国鄭州糧食批發市場匯覽』(中国鄭州糧食批發市場,發行年不詳)。
- [55] 鄒文輝「糧價放開:喜中有憂」(『中国物価』1993年第1期),27頁。

〔要 旨〕

中国における食糧流通システムの転換

池 上 彰 英

本稿の課題は、1980年代以降とくに1985年以降の中国における食糧管理制度改革の過程をとりあげ、食糧流通システムの転換という視角から分析することにある。内容的には、前半部分で、全国的な食糧管理政策の展開過程の検討を通じて、食糧流通システムの変遷について概観したのち、後半部分では、安徽省天長県で行った実態調査を素材として、食糧主産地の国営食糧企業の食糧流通経営の動向について分析した。

その結果明らかになった点は次のとおりである。

第一に、全体としてみるならば、中国の食糧流通システムは、改革前の直接統制システムから、1985年以降の複線型流通システム（直接統制システムと市場システムとの並列的結合）を経て、1992～93年以降市場流通システムを前提にした間接統制システム（市場流通システムと間接統制システムとの重層的結合）の段階に移行しつつある。

第二に、複線型流通システムは、同一の商品の流過程を直接統制部分と市場部分に分割しようとするものであり、流通システムとしては不安定であった。

第三に、1990年以降における食糧特別備蓄制度と食糧卸売市場制度の成立は、食糧流通を間接的に統制しうる抽象的な可能性を国家に与えた。このことと1991～92年における配給価格の大幅な引き上げが、食糧直接統制の撤廃と食糧流通・価格の市場化を可能にした。

第四に、1990年における保護価格買付の実施は、その実施に必要な経費が中央政府によっても地方政府によっても負担されず、食糧主産地の国営食糧企業の経営の悪化という問題を招いてしまった。

第五に、1990年の保護価格買付にともなう経費負担のきわめてあいまいな処理方式は、国営食糧企業および農業銀行の「政企分開」（行政と企業との分離）が全く不徹底であることを表している。

第六に、市場流通システムを前提にした間接統制システム（市場流通システムと間接統制システムとの重層的結合）という新しい流通システムについては、なお成立の過程にあり、流通システムとしての評価を試みる段階にないが、今後焦点となるであろう点は、第一に国営食糧企業のシェアが下がるかどうか、第二に間接統制を行う場合の経費負担がどのように処理されるかであろう。